

平成 26 年 9 月 10 日 (水曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

平成26年9月10日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理者兼出納室長	佐 藤	秀 一 君
総務課長	三 浦	清 隆 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
町民税務課長	佐 藤	和 則 君
保健福祉課長	最 知	明 広 君
環境対策課長	小 山	雅 彦 君
産業振興課長	高 橋	一 清 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿 部	明 広 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁業事業担当)	宮 里	憲 一 君
危機管理課長	佐 藤	孝 志 君
復興事業推進課長	及 川	明 君
復興用地課長	仲 村	孝 二 君
復興市街地整備課長	沼 澤	広 信 君
上下水道事業所長	羽 生	芳 文 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐 藤	広 志 君
公立志津川病院事務長	佐々木	三 郎 君
総務課長補佐	三 浦	浩 君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	佐 藤	通 君
生涯学習課長	及 川	庄 弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首 藤	勝 助 君
事務局長	芳 賀	俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書記長	三 浦	清 隆 君
-----	-----	-------

農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第2号

平成26年9月10日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

定例会2日目です。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において4番小野寺久幸君、5番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、後藤伸太郎君。質問件名、1. 若者が定住できるまちづくりを、2. 河川とふれあえる街並みの形成について、以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。1番、後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、1番後藤伸太郎は登壇しての質問をさせていただきたいというふうに思います。今回は2件質問させていただきたいと思います。

まず、壇上からは1件目の若者が定住できるまちづくりをということで、これは町長と、それから教育に関係する分野もありますので、教育長に質問させていただきたいというふうに思います。

震災から、あしたでちょうど3年半ということになります。人口減少・流出、これは震災前からずっと続いている我が町でありますけれども、震災によって少子高齢化にますます拍車がかかり、復旧・復興のさなか、既に人材不足、労働力不足が顕在化しているのではないかなどというふうに思います。その先、復旧・復興のその先の発展に向けていかにして若者が住みよい町をつくるか、いかにして若い世代を町に呼び込むかということを今後考えていかな

ければいけないというふうに思います。

その定住化ということに関していいますと、さまざまな可能性、いろんな方策、施策考えられるんじゃないかなと思いますけれども、今回はこの町で生まれて、この町で育って、そして町の外へ出て学んで鍛えられた若者を、どうやってこの町に呼び戻すのか、Uターン者をふやす施策、これを中心に質問させていただければなというふうに思っております。

1点目としまして、Uターン者をふやすための教育現場での取り組みは、2点目として交流人口拡大策の効果と定住支援策はということで伺っていきたいと思います。私も含めてそうだと思うんですけれども、Uターン、UターンですのでUの字、Uの字のスタートとゴールで2つの施策を考える必要があるんだろうと思います。今回は1点目の質問がそのスタート部分の施策、2点目がゴールの部分の施策というふうに捉えて町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） おはようございます。1点目のご質問、「Uターン者をふやすための教育現場での取り組みは」につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、我が国の教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであります。

また、義務教育におきましては、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会においては自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものであります。

小中学校における教育活動につきましては、これら教育基本法及び学校教育法の理念・目的を達成するための具体を定めた学習指導要領に基づき教育を行うこととされているところでありますので、このことを踏まえてお答えをさせていただきます。

さて、ご質問の取り組みについてでありますが、町立小中学校におきましてご質問の趣旨に沿うものとしては、南三陸町教育基本方針に掲げる「地域に根差した特色ある学校づくりの推進」の細目におけるふるさとを知る教育の積極的な推進に基づく各学校のふるさと教育の取り組みがあります。郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養うことは学校教育法において規定されておりまして、町立学校のうち、特に小学校では発達段階に応じて地域の歴史や伝統文化、生活の様子

や産業、自然についての多様な学習を行っております。また、小中学校を通じて行っている志教育におきましては、「人とかかわる」「よりよい生き方を求める」「社会での役割を果たす」を重点指導事項に地域とのかかわりを持つ活動を継続的に実施しております。

特に志津川中学校区では、昨年度来、宮城県教育委員会から志教育推進地区の指定を受け、「手をとりあい未来へ」をキャッチフレーズに志津川小学校、入谷小学校、志津川中学校、志津川高等学校に今年度から戸倉小学校を加えた5校が、連携して地域とのかかわりを通して志を持ち、震災復興と将来の南三陸町を支える児童生徒を育成するための取り組みを実践しているところであります。

義務教育段階におきましては、児童生徒一人ひとりが夢や目標を持ち、それを実現し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎を培うことが責務であると考えておりますので、第一義的には児童生徒の夢を希望を尊重し、未来へ向けた学びの取り組みを支援してまいります。その上で志教育やふるさとの教育、ふるさと教育の充実を図り、郷土への関心や郷土愛を育むことにより若者のUターンや定住につなげてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2点目、交流人口拡大策の効果と定住支援策についてお答えをさせていただきますが、これまでも交流人口の拡大の必要性につきましては、定住人口の減少を補うものとして長期的視点に立った比較検討により経済波及効果が期待されるとして国、県においても、その重要性を認識し、積極的な政策の展開を進めているところであります。

本町におきましても、観光交流を交流人口拡大の有効な手段として地域資源を生かしたツアープログラムの構築、防災減災などの学びを取り入れた視察・研修の受け入れ、各種イベントを開催するなど、その効果は後藤議員もさまざまな活動を通じて肌で感じいらっしゃるというふうに思います。

また、これらの取り組みは単に交流人口の拡大を目指すだけではなくて波及的に地域活動の活性化や活動を支える人材の育成を視野に入れた取り組みでもあり、地域の魅力を再認識し、地域力の向上につながる観光を手段とした地域づくりの特長的な側面も持っております。

さらに、ご質問の後段であります定住支援策にも関連いたしますが、交流がもたらす地域の魅力や地域力の向上は移住や定住、Uターンを検討する方々にとって重要な要素となることから、地域全体が交流の先に定住を見据えた受け皿となることを常に意識しながら交流の拡大を図ることも効果につながるというふうに考えております。

次に、定住支援策についてであります、定住化を推進するに当たりまして、その前提として復興途上の本町にとって定住を希望されても住まいがないとの課題は認識しておりますが、その上で若い人たちの定住化を促進するにはさまざまな施策を効果的に組み合わせる必要があり、安定的な生活環境確保するため雇用機会の創出の取り組みを進めるほか、さきに三浦清人議員の一般質問でお答えしたとおり、地方創成法案や過疎地域自立促進計画などの新たな制度を活用しながら、中長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、今お答えいただいた点を踏まえまして、また質問させていただきたいなと思うんですけれども、1点目の教育現場での取り組みの分野に入る前にちょっと、通告には少しない部分かもわかりませんけれども、お伺いしておきたいデータがあります。震災後、人口の減少・流出が続いている。実際に若い世代が震災前と震災後でどれくらい減っているのかということがデータや数字で、もしわかる分野が、わかる部分があれば教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 少々お待ちください。

済みません。25年度のデータということになりますが、23年2月と26年の1月を比較したデータでございますが、15歳から40代までの年代層の減少を集計した数値がございまして、約1,100名ほど減ということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） はい、わかりました。そのデータ、数字を踏まえて質問させていただきたいなと思います。

ただいま教育現場でどういう取り組みが行われているのかという質問をさせていただいたんですけれども、当然Uターンしてもらうためには町の魅力、それからこの町に戻ってきたいと思わせるということは町を出していく前に教えておかなければいけないということは、当然のことかなと思います。今お伺いした中では、やっぱりふるさとをまず知るということと、それから志教育ということを、この町の特色としてやっているんだというお答えをいただきました。ふるさとを知る、伝統文化・自然という言葉が出てきましたけれども、これはいわゆる原体験といいますか、小さいころに自然の中で遊んだとか、地域の大人、地域の人たちと、地域とかかわるという文言もありましたので、自然と触れ合う、地域の大人と交流する

と、実際にそれを体験・体感するんだということは町としてもやっていますよということだと思います。この情操教育といわれるものだと思いますけれども、これがどの程度重要と認識されているのかということを、まずちょっと漠然とした質問かもわかりませんが、お伺いしておきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちを育成する上で知・徳・体というふうな大きな3つの目的がありますけれども、その中でやっぱり徳の部分ですか、いわゆる豊かな心を育てるということは特に大切だと思います。それに関連しても、やはり情操、子供たちが自然体験や、それからいろんな社会体験を通してものを感じたり知ったり、それから喜んだり、それから悲しんだりというか、そういう感性の部分を育てるというのは、私は非常に重要なことだと思っております。

○議長（星 喜美男君） ちょっと暫時休憩をいたします。

危機管理課長より、だいまの地震についての報告がございます。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その情操教育、非常に大切だと思ってるという認識いただいているなということは大変喜ばしいかなと思います。先ほどの答弁で、具体的にこういうことをやってるんだよというのはやっぱりちょっと見えないかと思います。具体に何かキーワードであるとか、こういう実際に取り組みをしていてこういう効果上げているという少し具体的な事例があれば伺いたいなと思います。そうですね、先ほどよりも具体的であれば結構かなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず、ふるさと教育について、現場ではどのような取り組みをしているのかについて、まあ全てではないんですけども何点かお話し申し上げさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと教育については、全ての学校で行われております。特に小学校では、例えば具体的にいいますと入谷小学校では入谷打囃子とか、それからあとはいろんなリンゴを、自

分たちで地域の方からリンゴ農園をお借りしてリンゴを育てたりするとか、あとは戸倉小学校におきましては、ご承知のように水戸辺の鹿踊りの学習だとか、あとは繭をつくるとか、そういう活動をしておりますし、それからあとは歌津のほうでは伊里前でもそうですが、ワカメの刈り取りだとか、そういうことなどをやっております。それから、地域に参加するということであるさとを知るということで、例えば夏祭のトコヤッサイのほうに中学生が参加して一緒になって活動するとか、そういうようなことをやっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 具体的な取り組みの中で、私も質問するだけでなく提言じゃないですけれども、子供のころに大切、情操教育、この町で生活して教育を受けながら何を考えて生活してたかなと思ったときに、やっぱり魅力を知るんであれば多分食、それからお祭り、それからスポーツが柱になるのかなと思います。今お話し伺いましたら、おおむねそれには外れてないんだなというふうに思いました。

スポーツに関しては、後ほど私が信頼しておりますほかの方も質問されるようですので、スポーツについてはちょっと1点だけお伺いしたいんですけども、ベイサイドマラソンというのが以前町であったと思います。それを復活させたりとか、そういう考えというのは今のところお持ちじゃないかどうか。これはどなたに聞けばいいのかちょっと判然としませんが、今ところ可能性、検討する材料あるのかどうかちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ベイサイドマラソンの出だしは、たしか元旦マラソンというのがありますし、元旦マラソンがあって、それからベイサイドマラソン、当初は駅前スタートだったんですが、そのうち戸倉小学校をスタートということになりました、そしてその後にコース変わったのが陸上競技場をスタートということになりました、そういうふうな変遷があるわけですが、ご案内のとおり、実はことしの4月に登米市でフードマラソンが開催されました。実は一番最初に打診があったのは、うちの町でやらないかというふうな打診がございました。残念ながら当町、こういう状況でございますので、ランナーの方々の安全・安心を担保するという状況にないということで、当町では残念ながら開催できないということになりました、それで登米市のほうでフードマラソンを開催という経緯でございまして、今お話ししましたように当町で、例えば警察のほうが多分無理だと思います。この状況の中で当町でマラソン大会を開催するというのは、そういった今言いましたように安全・安心という観点からいうと非常に厳しいというふうに認識をせざるを得ないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町の状況が今復興の途中でとりわけ警察の許可がというような納得できる部分もあります。翻って考えると、子供たちにそういう精いっぱい遊ばせてあげられるような場所が、今この町には現状としてないという認識があるんだということはよくわかりました。これは復興した後のお話になってしまふのかもわかりませんけれども、子供たちにもそういう場所を、ぜひ確保する考え、手だてを少しでもいいので考えていただきたいなというふうに思います。

食それからお祭り、先ほどありましたけれども、地域に根差しているお祭りに例えば子供に参加するということで、そこで楽しむ、体を動かして楽しむ、音楽を楽しむ、それプラス地域の大人たちと交流して、その地域への郷土愛というのを育んでいくんだということは目的として感じて取られたかなと思います。

この食とお祭り、今中心に据えて、この町の子供たちにぜひ伝えていきたいという思いが強くあるんだろうと。先ほど情操教育というのは非常に大切なものだと思うと、徳を育てるという意味で大切だというお話もいただきましたので、これは今後も追跡していきたいといいますか、どういったことがあって、そこにどれぐらいの子供たちが参加していくということは、この場に限らず自分としても追っかけていきたいなと思いますので、これどなたに聞けばいいのかというのだけ教えていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 食、南三陸のいわゆる売りというのは、一つに食があるわけとして、実は震災前から食と、それから町の魅力を知る、それから産業を知るという趣旨で、おさかな通りでイベントをよく開催をしておりましたが、その際志津川中学校の子供たちに参加をしていただいてさまざまな行動をしていただきました。売り子さんになったりとか、さまざまな店の方々と協力しながらいろんなイベントをやっていただきました。そういうふるさとを愛するという、そういう子供を育てていこうというのがある意味これまでも取り組んでまいりました。歌津地区においても「しろうおまつり」で歌津中学校の子供たちに協力して地域の魅力、食を知っていただく、そういうふうな取り組みをこれまでもやってまいりましたので、今後もそういうふるさとのよさというものを、しっかりと子供たちにいいものを知っていただくと、そういう機会をこれからもつくりながら、子供たちのふるさと教育、そういうものにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 芸術文化・スポーツの担当ということで、震災後、子供たちに對しては11月に、震災の年の11月にビニールバレーボール大会を開催しまして、非常に厳しい環境の中で学校とも相談しながらやったんですけど、すごく子供たちの歓声含めて本当にしばらくぶりで聞いて親も感激して、所在の安否確認みたいなことで抱き合ったりとか、非常にそういう状況の中で開催できてよかったですということで、引き続き毎年開催しております。

それから、あと郷土芸能っていいですか、そういう関係につきましても歌津地区であれば伊里前の魚竜太鼓とか獅子舞とか、あるいは戸倉の水戸辺の鹿踊りという形で震災後もいち早く活動して、それがいろんな形で支援をいただいてアメリカに行ったり、あるいはフランスで鹿踊り、活躍したりということで、これもまた震災の年はできなかつたんですが、子供たちの郷土芸能発表会、毎年11月に実施しております。

あと、スポーツ関係の交流事業につきましても、スポーツ少年団のほうでなかなか練習環境厳しい中やってまして、いろんな交流の試合を、8月にも長野の上田市のほうで交流試合をやったり、いろんな形で交流試合の機会があって元気に活動してると、そういう状況です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 数々の具体的な事例の紹介、ありがとうございます。スポーツとお祭りというのはある種、何でしょうね、お祭りなんというのは特に年に1回やるから逆に盛り上がるみたいな部分もあると思います。それは今後も継続して支援していきたいと、応援していきたいということだと思いますので、ただ食に関しては日常的に少し組み込めることもあるのかなという思いがあります。例えば学校では給食があったりとかありますので、そこに地元の食材と触れ合える機会を日常的につくっていくということは考えられるかと思いますが、その辺今後もっと力を入れたい、入れていくお考えあるかどうかお伺いしてみたいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 学校給食のメニューの中にそういうのを取り入れてほしいということは今に始まったことではないんですけども、少しずつできるものから取り入れるような努力をしておりますので、今後ともそういう形でやっていきたいと、こう考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ある種予想どおりのお答え、ありがとうございました。その食、お祭

り、スポーツ、これは私が勝手に3つ入れてるだけですけれども、今、教育のお話しづつとさせていただいております。教育長となかなかこの場でお話しすること少ないので、前回私一緒にいろいろお話しさせていただいて、前回の一般質問でいじめとか不登校の問題とかいろいろ切り込ませていただきました。余りそういうものは深刻なものはないということで前回安心したところですが、学力をどうやって向上していくかということには非常に大きな課題があったというふうに記憶しております。その突破口というのは、やっぱり考えていかなければいけないと思います。

1つ、前回も少しお伺いしたんですが、今回特にそういった情操教育について質問させていただきましたので、学力というのはいろいろあるんだと。テストの点数だけじゃないんだと。この町の教育としてレベルを上げていくためにどっちにシフトしようしと思ってるのか。どっちに力入れたいのか。情操教育に今まで以上に力を入れて特化していくこうという思いがあるのか、今までどおり全ての学力が向上するように頑張りますということなのか、何かお考えあればちょっと伺ってみたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 後藤議員さんの質問、大変答えにくいというか、難しいご質問で私もどう答えていいかちょっと迷ってるんですけども、基本的には、やはりいわゆる教育というのは冒頭私のほうで教育の目的等お話しさせていただきましたけれども、やはり知・徳・体、バランスのとれたやはり子供というか、そういう人づくりというのが重要だと思います。したがって、学力だけ特にすぐれた子供を育てるのがいいのか、それから学力はそんなに期待しなくて人間的に豊かな子供を育てるのがいいのか、またはその両方欠けても体力だけがっちりしてればいいのかという、どちらかというふうなことは、私は難しいと思います。

したがって、やはりバランスを考えた教育というのは重要だと思っておりますので、今後ともそういう知・徳・体、バランスのとれた心豊かな子供たちを育てていくための教育に尽力していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この町の若い人たちをふやすというのが、一応最初に掲げた質問のテーマですので、Uターン者ふやすという分野に、考えに、視点に立っても、やっぱりバランスのとれた子供たちを育てるということが一番重要だという認識でよろしいのかどうかお答えください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それにやはりプラスして、この町のよさだとか、この町の人々の生活の豊かさだとか、いわゆる町の魅力を子供のころから意識して教育していく必要があるのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町の魅力というのは住んでいる大人にしてもなかなか町の魅力はなんですかと聞かれてすぐにあれもこれもって出てくるものでもないという現状もあると思います。それを子供のうちに子供が自分の力で学びとっていく、自分で感じて、私はこれがこの町の魅力だと思うと。私は、いやそうじゃない、こっちのほうが魅力だと思うということを考えさせながら学びとっていくという今までの指針、それを続けていただきたいなというふうに思います。

少しアイデアとして、今この町にいる若い人に何が足りないかというと時間とお金と人だと思います。どこに行っても足りないんですけども、お金と人はさておいて、時間というの 人間1日25時間にすることはできないので、能率を上げていくしかないんだと思うんですけども、能力を上げていくときに、例えばIT、今はICTという分野を重点的に例えば鍛えてあげると時間が有効に使える大人が育っていくのかなというふうにも思います。ここに 関して何かやりたいこと、特化して教えていくようなカリキュラムがあるのかどうか、ちょっとだけお伺いしてみたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ITというか情報教育に関しては、これは小学校、中学校でも行っております。この後の菅原議員さんのほうから、これに類似した質問がありますので、そのときに詳しくお話し申し上げたいと思いますけれども、現在、特にITとかなにかに特化してやっているということはしておりません。

ただ、議員お話しさいますように大変これはこれから社会では重要なことですので、これについては真剣に取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） よろしくお願ひします。

では、また少し角度変わるかなと思いますけれども、教育委員会の制度改革があります。要は教育の分野に各自治体の首長の権限といいますか、主張が少し大きくなるんだという改革なのかなと認識しております。例えば、今、地域の魅力を発見して、それを子供に教えることがUターン者をふやすことにつながるよねという認識で今一致したところだと思いますの

で、だからこそ教育委員会にそういう専門家、専門家の方っていうんですか、特に詳しい方に参画していただくというようなお考え、今のところ教育委員会の制度の問題で何かできる手が、打てる手がないかどうかちょっと伺ってみたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の教育委員会の制度改革については、発端は大津のいじめ事件からの発端でございまして、そこから教育委員会というものの責任というものを、どうしっかりと受けとめてもらうのかということが今回の制度改正の原点になってるわけでございまして、そういった意味においてもこれまでの教育委員会、ある意味政治に左右をされない、教育委員会の独自性というのがある程度担保されておったわけですが、そこからの今回の改正ということになりましたので、そこで我々としてもそういった教育委員会のあり方というのを、ある意味尊重もしながら、我々もその辺はしっかりと見きわめながらやっていかなければいけない問題だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 地域の魅力を子供たちに教えていくというか、学校の現場の中ではそれぞれふるさと教育担当というのはおりまして、そういう人間が教育計画をつくって、そして子供たちの指導に当たってる。

それから、もう一点、教育委員会独自で地域の魅力を子供たちに伝えるということとして、議員篤とご承知のようにふるさと学習というのがございます。これは町内の小学校6年生全員を対象に年2回、地域の自然、文化、歴史等を子供たちに教えると。これは従来、もう何十年も前から土曜日とか日曜日を使って教育委員会主催でやっておりました。その事業を今度もっと教育活動の中に強制的に入れ込むということで、これを教育課程の中に位置づけました。したがいまして、普通の授業の中で必ずやらなければならないということで、年2回、丸1日使って2日間、この活動をやっております。これは教育委員会の担当者全員と、それから現場の先生方も参加しております。それから地域の方に講師としてご協力いただいてやっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ふるさと学習会のお話を出していただいて、そこに行きたかった部分もあるんですけども、私も参加しております、今年に2回というお話をしたけれども、私のときはもう少し多かったような気がするんですけども、それは何か理由があるんでしょか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 後藤議員がふるさと学習会に参加した時代は、年にやはり五、六回あったかと思います。私も引率で参加した経緯がありますけれども、このふるさと学習会は年々、自主参加ですので子供たちの、いわゆる参加しない子供たちがふえてきたということと、あと子供の数が減ってきたというようなことなどさまざまな問題が出来まして、これが一時中断してしまったという、そういう経緯があります。これを震災後、復活させたいということで復活させたわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。

ちょっと戻りますけれども、教育委員会改革、制度改革の中で総合教育会議というのを設置する義務があると。そこで大綱をつくるなければいけないというのが法律で決まったんですね。その大綱に、今までの30分ちょっとのお話の中で、ぜひ盛り込んでもらえるような何かアイデアが出たかどうか、町長の中で何かヒントになるものがあったかどうか、ちょっと伺ってみたいなと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ基本的には先ほど教育長言いましたように知・徳・体というのは、これは従来から南三陸町で教育の基本という形の中で取り組んでまいった部分ですが、今この30分のやりとりでということですが、やっぱりそこに一つキーワードとしてあるのは「ふるさと」ということを、どう子供たちに意識をさせるかということが今後の教育大綱を作成するに当たりまして一つのキーポイントになっていくのじゃないかと、そんなふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、2点目のUターンのUの字の出口というかゴールのほうを質問させていただきたいというふうに思います。

ご承知だと思いますけれども、Uターンのゴールというのは、例えばIターンの場合でもゴールであるわけで、外からどうやって若い人を引っ張ってこようか。先ほど一番最初に人口が減りますよねと。若い人どれぐらい減ってるんですかというお話をさせていただきました。これどれぐらいの危機感があるのか伺ってみたいと思います。緊急性、これどれぐらいあるのか、町長、どうお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口の減少の問題だけではなくて産業も含めてそうなんですが、震災で、今人口減少とかっていわれても、さっき後藤議員もおっしゃいましたが、実は震災前から抱えてる問題が、この震災で一気に顕在化したということが現状になってるというふうに思います。したがいまして、若年の年代が減るということについては、町の将来にとって大変厳しい環境にあるということだけは認識をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） どれぐらいの緊急性を要するのかお答えください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいご質問で、緊急性の度合いといわれましてもどういう形の中で言葉で表現すればいいのかちょっと理解できませんが、大変厳しいというふうなことについての認識は私も共有はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 待ったなしだろうと思います。今すぐにでも何か、何でしょうね、ほかの自治体でやってないようなことを、今すぐやらないと危ないタイミングなんじやないかなというふうに思うんですね。

きのうですね、質問、答弁の中で交流人口の拡大と定住化、これはどういう位置づけなんだろうと私も興味をもって、関心をもって聞いていたんですけども、何か別ものかのような印象を受けた。もしくは順番にやっていく、まず交流人口、で定住化、並立してない気がするんです。今すぐどうにかしなきゃいけないところに、まずは交流人口拡大という、何ていいうか少しゆっくりな印象を受けるんですけども、そうせざるを得ない理由とか、そうしようと思う理由というのは、どの辺にあるのか聞いてみたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には交流も定住も、それは両方同じです。ただ、即決、即効といいますか、効率的にすぐやれるというのは、やっぱり交流の部分をふやしていくというのは、これはできます。

ただ、定住の部分になってまいりますと、これはさまざまな施策も含めてなんですが、今一番うちの町の問題は、残念ながら住まいをする場所がないという問題がございます。これは町外からたくさんの方々おいでになり、うちの町で仕事をする方いらっしゃるんですが、そういった方々も住まいがないということでのご苦労はあります。それから、あわせてですが、町内の企業の方が町外から人を呼んできたいということがあります。雇用の場所はある、

しかしながら人手がいない、そういうことで呼んできたい、しかし残念ながらその企業もういった住まいの問題でなかなかクリアできない、そういう課題を抱えてるということも、これもまた一つの事実でございますので、今の現実の問題としては、そういう問題を抱えているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おっしゃることはわかるんですけども、障害が多いほうはとりあえず後回しにして、やらなきゃいけないのはわかってるけど、今すぐどうにもならないから後でやりましょうというのは、それで大丈夫かしらというのは正直あります。

ちょっと戻しますというか、交流人口の拡大のほうですね。先ほどお話の中で、これは観光を中心に交流する人口を、町内・町外の人たちがたくさん訪れていただくようにするんだというお話がありました。ここもちょっと単純な疑問なんですけれども、「交流人口拡大」という言葉は私がさっきから多分10回ぐらい言ってますけれども、よく耳にするんですけども、これどこまで拡大する、しよう、させようと思っておられるのか。どこまで到達すれば数字で言えるのか、比較、相対的にということなのかわかりませんが、どういうお考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、南三陸町の一つの目標としてですが、基本的には震災前のピーク、110万でございますので、そこを一つの目安として目指していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 震災前のピークが110万ということですけれども、このデータ間違いないんですよね。大丈夫ですよね。震災前に戻せばある種震災を乗り越えたということにもなるのかもわかりませんし、震災以前から人口が減り続けている町で、震災でさらに多くの人が外に出て行ったり人口が減った中で震災前に戻したというのは、一つ明るい成果だろうとは思います。じゃ、震災前の水準に戻ればよいよ定住化、先ほど同じだというお話しさりましたけれども、交流人口が十分拡大したと、じゃ今後交流してもらってこの町に興味をもってもらった人の定住化対策を本腰を入れてやろうというお考えなのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなかそう単純ではないと思ってるんです。基本的に多分後藤議員も

ご承知だと思いますが、既にうちの町にＩターンでお住まいになってる方々もいらっしゃいますので、一気に人数を100人、200人とかふやすということではなくて、そういう一歩一歩の積み重ねというのは、現実に今南三陸町で芽生えておりますので、これも引き続きそういった分野についての支援といいますか応援というのは、これは当然これからもやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この定住化とか少子高齢化にどうやって対応していくかというお話になった場合に、何でしょう、何かもう少し具体的なアプローチがあってもいいんじゃないかなと思うんです。例えば、交流人口拡大専門職員みたいなこととか定住化支援専門課とか交流促進室みたいこととか、町長がいえば、恐らくやるぞといえば課は新設できるんだと思ってますので、そういうお考えって今のところないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり交流人口の拡大の部分については、これは委託事業で観光協会のほうにその一翼を担っていただいておりますので、そちらの分野で交流の分についてはやれるだろうというふうに思います。定住の部分については、今ご指摘のように、例えば町の中で一つのセクションがあればいいんじゃないかなというご指摘ですが、それは今後検討の材料の一つになるだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 観光協会さんに業務委託していて、十分頑張ってもらっているという認識なんだなと思います。ただ、行政が縦に割られていてなかなか横の連絡がっていうのは、まあこれは私が生まれる前から言われてるのか、わからないですけれども、それを何ていうか、ピンチを、震災があってしつちやかめつちやかなつちやったけれども、今までの課題と一緒に解決して新たな復興を遂げようというのは南三陸町、町長はっきりうたっておられたと思います。小さくてもキラリと光る震災の前の、前以上の姿に何とかして戻そうというときに、例えば構造上よく不備と言われているところがあるのであれば横口を入れるカンフル剤の役割でも何でもいいんですが、先ほどお話しあったときに定住化というのはいろんな問題が複合して絡まっていると。それを複合していろんな問題が絡まってるひもをほどくのに、やっぱりそれをほどく専門の人を置いたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺もう一度お答えいただけますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話しましたように、定住というのは町の問題としても大きな課題でございますので、いずれそういったセクションが必要な場合においては、十二分に検討の値はあるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 定住化に対してお話の中でも再三出てまいりした。やっぱりここは問題なんだなって私もわかりました。住まいと雇用だと。住居と雇用をどうするんだと。住居に関しては、私もいろいろ一般質問今までやりました中で住まい、いろいろ方策としてアイデアとしては出したつもりなんですが、いろいろ考えてみて、やっぱり仮設住宅の空いてる部屋使うか、復興住宅の空いてる部屋使うか、これはどちらも今制度上問題でできませんとはっきり言わされました。同じことを繰り返してもしようがないんで、喫緊の課題を解決するのに法制度変えれば解決する可能性があるものに対して挑まないというのは、これどういうおつもりなのかと。もしかそれ以外に今考えてること、動いてる方策あるのであれば、ぜひ伺いたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅にはそういった制度の問題の壁がございます。この間も予算でご承認をいただきましたが、町でつくった仮設住宅、これは町のものでございますので、それは今回の5棟を伊里前の小学校の近くのほうに基礎をしっかりとし、それを移すということになりますて、それはしっかりと住宅としてお使いをいただける。そういうふうな町の持ってる住宅については、そういう活用をこれから考えていきたいと。考えていきたいというよりもやっていきたいと。（発言者あり）済みません。予算はこれからつけるんですが、補正……（「今度の補正」の声あり）補正です。今度の。済みません。そういうことで町としての定住対策の一つということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 副町長、いい役割ですね。ナイスパスだと思います。私もちょっとびっくりしたんでどうしようかなと思いましたけれども、でもそういったお話があって、やっぱりこれはどうしようもないんだなと。壁が高いんだなと思います。私も何か違うルートがないかどうか個人的にも議員として考えていきたいというふうに思います。

それから雇用ですね。雇用を、この町に生みだす、もしか戻ってきた若い人たちが働きがいをもって働けるような職場を、いかにして用意するかということは大変難しい問題だらうと思います。これも。ただ、今、町内の各産業ですね、事業をやっておられる方というのは人

手が足りないというお話をよく耳にします。個人の商店でもそうですし、例えば建設業の方でもそうですし、これはどうなんですか、マッチングがうまくいかないということなのか、何が課題でそういうことが起こっているのか、現状わかるところで理由あれば挙げていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その辺の雇用状況については、後で担当課長から答弁をさせますが、実はあしたですね、長島復興副大臣においでになります。来週には竹下大臣がおいでになる予定でございます。その際に今言った制度の問題等々について、これまでも復興庁のほうにお願いをしてまいりましたが、改めてお二人に私のほうからもお願いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 大きな意味で見ますと、やはり被災をして、それを救うための政策として緊急雇用制度がございます。この制度やあるいは復興を支援するようなさまざまな制度の中で被災者の生活から、現実の生活に一步現実に踏み込んでいくというところのステップに今ちょうど差しかかっている段階なのかなという感じがいたします。抽象的な言い方になりますけれども。しかし、来年以降緊急雇用制度などの制度縮小などがあれば、やはり現実的には就職をしていかなくちゃいけないという中で、現在よりは確実に就職する方がふえていくだろうという見通しにはございます。

あと、もう一つは、やはり町内の求める人材と、それから働きたいという方の指向が数字の上でマッチしてないという傾向があるのかなというところがありまして、このあたりについては、やはり現実、ここで生きていかなければならないわけで、職業の紹介などは積極的にやっていかなければならぬというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 実際に復興特需みたいな言葉っていうのはまことしやかにささやかれているわけで、特需っていうことは終わるわけで、いつかは。終わりは、もう既に見えてるわけで、そこに対して今後どうシフトしていくのかということに対しては、やっぱりシフトしていくと思うんですって、撲でも思うんです。そこ具体的にどう対応していくんだという話はちょっとお伺いしたかったなという思いはあります。やっぱりマッチングがうまくいかない、働きたい、こういう仕事をしたい、だけどそういう仕事じゃなくてこういう仕事をしてほしい、うまくいかない、これマッチングって、これ誰がやるんですかね。官がやるんで

すかね、民がやるんですかね、どちらがよいとお思いか伺ってみたいと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 具体的な手法ということですので、ことし、今現在緊急雇用でまだいる方々に対して来年以降の働く場所の紹介ということでのアクションは町側の行政ができる手法かなというふうに考えておりますので、情報提供の面で行政ができるサービスといいますか、努力をしていかなければならぬというふうに思っています。

あと、指向の違い的なところについては、やはり働く必要が現実差しかかってくると、やはり人は選んで自分の好きなものがなければ、あるものの中から選んでいかなければならぬということは、これ現実起きますので、そのあたりの雇用の情報提供というのは現在町、それから国などの制度の中でやっているということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目は、ぜひ続けていただきたいなと思うんですけど、2点目、ちょっと衝撃っていうか、びっくりしたんですけども、必要に迫られたら仕事選んでる場合じゃないから働くよねって、そういう人はこの町の外に出ていくんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 一面で申し上げましたが、そういった意味では企業側としても必要な人材に合わせた産業の努力というのは、やはり経営者側でもやっておりますので、そういった部分でのマッチングを、なるべく町としても情報提供しながら、いわゆる企業者側とそれから労働者側とそれぞれに情報の提供をしながら、マッチングしていく努力というのが必要なんだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） これはやっぱりチョイス的には難しい問題だなと。この町で働く、例えば転入してくる方には祝い金じゃないですけれども、そういう一時的なものを出すとか、それぐらいの何か緊急感があるのかなというふうに思います。やっぱり何でしょう、特効薬っていうのはやっぱりないと。例えば先ほど教育の分野でもお話しましたけれども、地域力を上げるということが、要は町の経済であったり人を、人材を活性化させて、そうすればやはりそこには雇用が生まれるチャンスが出てくると。チャンスがあれば、やっぱり若者というのは戻ってくるんだろうなというふうに思います。ある程度安定した保証があるような仕事だけではなくてチャレンジできる、この町でしかできないことが、こういうチャレンジがで

きますよと、こういうチャンスがありますよということを訴えていくということが必要なのかと。先ほどの緊急雇用とかのお話だと、やっぱりそういうイメージは湧かないのかなと思います。

少しちょっと目先を変えまして、ちょっと大分しゃべってまいりましたので、町長にお伺いしたいなと思うんですけれども、一応Uターンしてくる町、この町出身の若者を、どうやって確保するかということを、今いろいろ意見させていただいたつもりではいるんですけども、町長自身が若者、自分よりずっと下の年代の方と交流したり意見を聞いたりという場は、今十分につくれているとお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問の前に、先ほどのマッチングの話をちょっと私の思いをお話しさせていただきますが、これ難しいというのは言葉だけで言ってるんじゃなくて、お互いに求めてるものがあるんですよ。企業の経営者とすれば自分の会社の戦力になる人材を求める。これは当然です。反面、働きたい方、自分の好みに合う、自分の趣味に合う、そういう職場を求める。この両方相反するものがあるもんですから、マッチングというのは、そう口で言うほど簡単ではないんです。私も以前はちょっと経営者をしてましたので、やっぱりそれなりに戦力となる社員を求めるわけでございます。その難しさというのはやっぱりあるんです。ここは一つご理解をいただきたいと。

それから、2点目、若い世代、若い世代となかなか、どういう機会が、1回、2回とかってあったかどうかはともかくとして、そんなには多い機会はないと思いますが、ただ少なくともさまざまなイベントに私挨拶で出ますので、そのときには若い世代の皆さんと意見交換といいますか、お話し合いをするという機会はありますので、多いか少ないかというのはさておきまして、そういう機会あればいろいろお話をさせていただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね、マッチングの話していただいて、やっぱり企業はなんだったら即戦力、例えば資格を持ってるという人が欲しいわけですよね。そういう人は恐らく、ただ地元にいる人とかがなかなか、いや私は資格がないからとか、こういうちょっと、例えばきつい肉体労働はちょっとしたくないとか、いろいろ好みというか考えはあると思います。即戦力というのはまさしく町の外にいる、町で育って町の外にいる若い人たちがそうなんだろうと思いますので、そこに遡及していくようなアクションが欲しいなというのが1つ、せっかく町長にお答えいただいたので、重ねてつけ加えさせていただきたいと思います。

若い人となかなか会えない、お祭りとかで挨拶とかはするけれどもなかなか、じゃ、何でしょうね、若い人たちが、今この町で頑張ってる若い人たちが抱えてる課題とか直接耳にする機会は余り多くないのかなと思います。町長がお忙しいのは十分承知しておりますけれども、復興の作業、復興の事業にかかわってる若い皆さんというのも負けず劣らず忙しいんだろうと思います。なので、そういう機会が例えれば、誰かがつくって、町長、お話を聞いていただきたいんですけどという機会があれば行きたいなというふうに思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは前、改選前ですか、去年の10月だったと思いますが、町内で、町外からうちの町に来て就職しての方々、40名以上の方々ですか、そういう町長との懇談をしたいということで機会をセッティングしていただきましたので、そちらのほうに行っていろいろお話し合いをさせていただきましたので、今、後藤議員おっしゃるように町内でそういう若い世代が町長と話をしたいということがあれば、そういう場所があれば私もおじゃまをさせていただいて、さまざまご意見を賜りたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点目の質問ですね、さまざま質問させていただきました。復旧復興の作業で大変お忙しい、町を挙げて取り組んでいるというのは非常によくわかります。ただ、その後の町をどうやって人を残していくのか、人を呼び戻すのかということは考えていかなければ創造的な復興なんというのは絵空事で終わるんだろうという思いはあります。以前も町長の口からお話をいただきましたけれども、消滅都市、何でしょう、言葉読みますと消滅可能性都市というんですかね、の指摘をされております。2040年とか2050年とかにこの町は消滅するかもしれない、消滅するときにこの町に生きてるのは間違いなく我々の世代だつたり、その子供たちや孫の世代だろうと思いますので、そのときに町が消えてなくなるために今打てる手は全て打ち尽くしていただきたいというふうに思います。

以上で、1点目の質問を終わらさせていただきます。

2件目の河川のお話について質問を移らせていただきたいと思います。河川とふれあえる街

並みの形成についてということで、これは町長にお伺いしたいと思います。

災害時に命と財産を守るために河川堤防の整備等に着手しておりますけれども、南三陸町は町境が分水嶺とよく言われますけれども、そういう地形条件下にあって町内で降った雨は全て湾内に流れ込むという非常に特殊な町であります。その我が町を山と海とつなぐ河川、そこで生きる町民が川と触れ合える距離で生活してきたということは必然であって、その距離感を守っていくということは歴史的に見ても文化的に見ても必要なことなんじゃないのかなというふうに思います。まずは河川整備の状況と、そこに対する住民の意見ということをちょっとお伺いしてみたいと。

2点目として、新しくつくられる町、新しいまちづくりと、その町内を流れる川というのはどのようにかかわっていくのか、どのように影響しあっていくのかということを、町長に伺ってみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目になりますが、1点目のご質問です。河川整備の状況と住民の意見はということについてお答えをさせていただきますが、河川の整備につきましては、過般行われました各地区のまちづくり協議会、国・宮城県と関係機関を交えての審議内容をもとに計画に反映をされているものというふうに認識をしております。

そのときに計画に反映できなかったものや、今後工事を進めていく過程において出てくる新たな要望等につきましては、その内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目、これから新しいまちづくりと河川のかかわりにつきましてご説明をさせていただきますが、今後の河川堤防の整備としましては高さ8.7メートルのバック堤を整備進めていくわけでありますが、防災・減災の観点のみからの整備ではなくて、バック堤には部分的に階段を設けるなどして河川内への行き来ができるように、河川に親しみや愛着をもつた計画とするなど親水性を確保した整備を進めていきたいと考えております。

特に八幡川においてはサケの遡上河川ということもありますし、灯籠流しあるいはかがり火まつり、伊里前川においてはシロウオ漁等地域の皆様に愛されている河川であることも事実であります。また、地域住民の皆様におかれましては、河川愛護会等の活動によりまして河川清掃や草刈り等のご協力をいただき、地域の財産として大切にしていただいているところでございます。

今後、河川整備の位置づけは新しいまちづくりの核となることから、このことを踏まえまして町として事業主体である宮城県へ河川整備への親水性への配慮等について働きかけをして

いきたいというふうに考えております。

また、町管理の河川につきましては、パトロール等を行いながら、異常を発見した場合は損傷の内容に応じて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 住民の、1点目の質問の住民の意見はということで、今後検討していくということでしたので、先ほどと比べると何か随分あっさり終わったなと思いましたけれども、ちょっとこの河川については、先般大きな災害が広島のほうありました。行政報告基本でもありましたけれども、そこについて災害時にということは後に私が尊敬する同僚の議員がするほど質問していただくというふうに信じておりますので、少し軽めにさせていただきまして、まちづくりの中で河川と触れ合っている文化、草刈りとかそういった河川の整備も含めて地域住民が主体的に活動してきた部分でもあるし、そこに例えば階段をつけて下りられる、親水性を確保するということは今までの答弁の中、もしか町の事業の説明の中とかで説明されてきた分野でもあります。やっぱり問題なのは災害が起こった場合と災害が起こらない日常とのバランスの問題なのかなと思います。非常時に河川があることで自然が我々に対して牙をむく、そこに対しての防災・減災の仕組みを考えることと、そちらを優先すると今度は日常的に河川と触れ合えるチャンスがなくなる。逆に川に親しみやすいような空間をつくれば、いざという時に助けにならないというバランスの問題なんだろうと思います。

最初にちょっと情報としてお伺いしたいなと思うのは、町で、南三陸町で河川が氾濫して、例えば大雨とかそういう風水害が起こって地域に大きな被害をもたらしたという歴史が今までにあるのかどうか、ご存じでしたらちょっと教えていただきたいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つは歌津地区においては、ちょっと年代的にはちょっと度忘れしましたが、払川ダムが建設なったのは、そういった歌津地域の伊里前川の氾濫によって払川ダム建設に結びついたということが1点ございますし、あとは志津川地区においても台風災害等で398号がいわゆるすっかり決壊とか、そういった歴史的な災害というのは何回かあったというふうには認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 今、異常気象が続いて、災害というのは非常に予測しづらくなっています。

るというのは言われておりますが、やはり過去の災害から学ぶ、教訓にするということは非常に重要なと思います。最近はやっぱり東日本大震災からの復興ということが念頭にあると、どうしても津波に対してどう対抗しようかというお話になりがちかと思うんですが、それ以外の災害というのはもっと高い頻度で起こり得ることだろうと思いますので、その教訓をどのように残していくのか、そこから何を学んで、それを今後のまちづくりにどう生かしていくのかということは、これ一考いただきたいなというふうに思います。

河川について、もう一つよく言われることだと思うんですけれども、環境アセスメントという言葉があります。アセスメントというのが非常にわかりづらくて何っすやって話だと思うんですけれども、まちづくりでコンクリートで堤防つくって、もしくは川のつけかえなど行って、その結果、川とか海が汚れたり生態系が狂ったりということのリスクはどの程度あるのかということを調べたり意見を言ったりということだと思うんですけれども、南三陸町で行われている河川堤防、河川の整備事業の中で環境アセスメントの考え方というのは、どの程度取り入れられているというふうにお考えなのか、お感じなのかお伺いしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問が2点あったと思います。1つは、これまでの被災に対しての反省といいますか、それから環境アセスメントの考え方でございます。

先ほど町長が申し立ており、歌津地区で申せば、ほぼ10年に1度そういう洪水被害を受けていたということでございます。それをもちまして、一つの対策とすれば河道の拡幅、川幅を広げるという事業、それからダムによって水を調整をするという対策をとっているところでございます。それに合わせて、当然常日ごろの県ではパトロールをしているということで一定の活動はしているものというふうに考えております。これは伊里前川のみならず他の河川においても同じような活動と思ってますので、今後そういうことが心配される部分については、同じような対応になるかと思っております。

それから、2点目の環境アセスメントでございますけれども、今回につきましては、あくまでも災害復旧の事業だということもございまして、議員がおっしゃるようなそういう詳細な部分につきましては、実施はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） やっぱりこれは懸念事項の一つだろうと思います。1点目の教訓をというところは災害の記憶を後に残していくんだということは大事だよということは別に私が

言わなくても皆さんご承知おきのことだろうと思います。環境に対して、先ほど町長の答弁の中でもありました、例えば八幡川はサケが上る、伊里前川はシロウオが来るという町の文化、もしくは産業、なりわいにも直結していく部分だと思います。ただ、1000年に一度の災害があって非常に十分な検討は申しわけないができないと、これも苦渋の選択なのかとないうふうには思いますが、何かあったときに誰が責任とるんだという話は一番わかりやすい常套句だろうとは思うんですが、そうではなくて建つ、もしくは整備される、そこについて、やっぱりやらなきやよかったとかそういう余り水かけ論になってしまふうがないので、今建つところに今後どういった例え事業を投入できるのかとか、どういった対策をとり得るのかということを、これ今すぐお答えいただくというのは難しいと思うんですが、町として環境を守っていくという構えがどの程度あるのかということは、これは町長ですかね、ちょっとお伺いしておきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、いわゆる命の部分と環境の部分ということについては、さまざまな議論があるというのは後藤議員も篤とご承知だと思います。我々とすればある意味、ある意味っていいますか、基本的には命を守るということの選択肢を我々しているわけでございますので、そういう観点からの防潮堤、あるいはバック堤の高さの問題等も含めて我々としてはそういう方向で進めていくということです。

一つお話をさせていただきますが、河川の例え今コンクリートでつくるということですが、基本的に震災前も河川はそういった護岸で守られてきたわけでございますので、大きく環境の、あるいは生態系が大きく変わるという認識については、余り私はそう思ってございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね、選択はあったんだと思うんです。命を守るのか、財産を守るのか、町民の命を守る町のトップとしてそちらをとるのか、環境をとるのか、まあ二者択一の問題ではないと思うんですけども、やっぱりそこには時間の制限があったり事業の制限があるという中での選択だったんだろうと思います。

であれば、環境も含めてなんですかれども、そこにある文化、伝統、そういったものを守っていくということは、これ一つ今後できることなのかなとも思います。これは2点目のまちづくりと川との関連ということになっていくのかなと思いますが、先ほど1件目の質問で子供の情操教育に対してもお祭り、伝統、地域の文化に触れ合うということは非常に大切だと

いうふうに認識しているというようなお答えがあったかと思います。川を中心にやっぱりそういう祭りというのが開かれていたという実態もございます。

先日は私、志津川のかがり火まつりにも参加しまして、かがり火を持った子供たちを先導するということやったりとかしております、やっぱり幻想的な風情はあるんですけども、あれはやっぱり川面に灯籠の火が映ってという、あの幻想的な以前の風景にもし戻れるなら戻りたいなという思いが一人の人間として正直にあります。また、お祭りに参加していた皆さんからもそういった声を聞いております。志津川地区でいえばグランドデザインというのが発表されて、その中でも川との親水性というのは非常に重要だよというふうにうたわれているんだろうと思います。この親水性確保するために、今どのように取り組んでいるのか。県と協議しているというお話をすけれども、もっとですね、町民の要望はまちづくり協議会とかで上がってきている中間的な資料を見ますと、今の現状の計画よりもっと川に親しみたいなという思いがあるのかなと私個人は思うんですが、そこについて町長、もっと町民の意見を県に言っていくべきなのではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にご案内のとおり、今の河川の改修につきましては、災害復旧という大前提でやってございますので、ある意味我々としても地協の皆さん方のご意見を取り入れながら階段をつくったり、そういうようなことは県のご理解をいただきながら進めておりますが、前提がそこにございますので、何でもかんでも町の思いということが全て通るかということになりますと、これは大変難しいというふうに思っております。特に、特にといいますか、八幡川なんかそうなんですが、多分町の中心部にサケが上がってくるという川は多分そう多くはないというふうに思います。これはまさしく南三陸町の一つの文化といいますか、風土といいますか、そういうところだというふうに思います。そういう分野も大事にしながら河川の改修というものを進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一つ確認しておきたいんですけども、親水性確保したいけれども確保しろというと、それは災害復旧じゃないって県からはねられるという認識でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは後藤議員も篤とご承知だと思いますが、これは原状復旧というのが基本的な国の復興の考え方でございますので、そこは一つご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） じゃ、その川ですね、今お話の中で文化、地域の風土に根差している川だよねという認識はあるということはお答えいただきました。

で、川というと橋もつきものでして、橋についても質問は私が軽く触れる程度にさせていただきますが、1点だけ、八幡川にかかる2本の新しく町で整備する橋を、デザインを公募するというようなお話がありましたけれども、あれの今の状況といいますか、どの程度話は進んでいるのかというのは今把握してございますか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地備整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 2橋の橋につきましては、2橋公募するという考えではなくて、そのうちの1橋を公募したいなということでは考えております。

今の状況なんですが、なかなかやはり2橋、非常に事業費もかかる橋になりますので、何とか国の災害復旧費を一部充てられないかということで、かなりイレギュラーな形にはなるんですけども、鋭意、今、国の方と協議して最中です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） なるほど、じゃまだ公募はまだ始まってないということですね。で、その財源がやっぱり町の単費ではいろいろ苦しい部分があったり、実は橋は落ちてますから、それを復旧するんだというところに災害復旧費というのが出てくるのは、ある意味自然かなとも思いますが、先ほどの質問の後に今の質問で、そのお答えだと微妙なずれがあるのかなという思いは禁じ得ないところがありますが、2本のうち1本だけ公募するということになったみたいですが、もう一本は隈先生にお願いするということだったかなと思うんです。私、発表会のとき、済みません、ちょっといませんでしたので、後から聞きましたら町の、例えば若いデザイナーとかそういう方に町にかかわってもらうきっかけとして橋のデザイン公募ということだというお話があのときあったというふうに聞いているんですけども、2本のうち、なぜその50%のチャンスを削っちゃったのかなという単純に疑問として思うんですが、それは何かお考えがあったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1本のいわゆる上流側の1本の橋については、当初から隈事務所のほうにお願いをしたいということで考えておりましたので、そこは隈先生のほうにお願いをして了解をいただいたということです。

で、もう一本の下流側にかかる部分、これについては公募しましょうということでのお話で、

グランドデザインの報告会では、そのような話をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） でも、やっぱり川について考えるときに、そこに先ほどサケの話がよく出てまいりますので、生き物、もしか自然、先ほど一番最初に申し上げましたけれども豊かな山と豊かな海をつなぐ豊かな川ですので、その生態系というのは学ぶ、大いに学びの場所になり得るんだろうというふうに思います。それはまた川がある、それだけで例えば先ほど1件目の質問でもありました、ふるさと学習会で川遊びをするということでも原体験として非常に有意義なものがあるだろうと思いますが、一方では例えば学術的にこういう珍しい生き物がいるんだよとか、そういう研究ですとか学びの場として大いに活用する利用価値があるんじゃないかなというふうに思います。

川っていうのは、人間が道路なんかをアスファルトで整備する以前から悠々とそこにずっと流れ続けていたわけで、それを歴史的にも学術的にも学びとるということは非常に意義があると思います。そういう学びの場を、今後まちづくりの中で整備していくようなお考えがあるのかどうかお伺いしてみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体にどういう形での学びの場ということのご質問かどうかちょっと理解できかねますが、いずれにしましても川というものは当町には本当に2級河川含めて川がたくさんございますので、そういう川と親しみながら、これから南三陸の将来を担う子供たちに触れ合っていただくということについては、これは基本的に従来と何ら変わらないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 子供たちが遊んだり触れ合ったりするのはいいんですけども、研究という分野になると、ある意味専門知識が必要なんだろうと思います。

申し上げたいのは、きのうも八幡川右岸、西側のお話が出ましたけれども、質問が重複するところですので、ちょっときのうと違う視点からだと、ネイチャーセンターというのをあそこに整備する計画があったというふうに記憶しています。その川を含めてネイチャーセンター、自然環境活用センターの災害復旧ということですので、川を含めて南三陸町の自然を学ぶことだろうと思います。繰り返しになりますけれども、子供の教育、情操教育、またこの町の文化や魅力を知ってもらう、そして町に戻ってきてもらって町の未来を担ってもらう、そのためには南三陸町のよさを教育するのは必要だというのは、これ先ほどからずっと

と出ていることです。ネイチャーセンター、どのように整備されるご予定なのか、ちょっと伺ってみたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 現在、交付金事業での採択を目指して申請の準備を進めているところであります。いつっていう問題につきましては土地との兼ね合いで、まだ確実なところの時期は決まっておりませんが、建物の担保をとろうということで取り組んでいるところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） きのうの質問の中でも計画に変更があったと、特に八幡川の右岸側については大きく変更がありました。それはやむを得ない部分もあると。ただ、泣くのは町民だよねという話があったかと思います。そのネイチャーセンターに関しては、立地場所とか国道との接道、それは私も前に聞いたんですけども、自分なりに追っかけてみますと何か計画がやっぱり変わってきてているようだと、どうも何かうまくいっていないという話を聞いたことがございます。なので、今は交付金事業での採択を目指して申請中だということですけれども、申請通りそうですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 背景お詳しいのでお答えしますが、やはり土地、地盤の土を盛る部分の計画が、できるだけ環境がいいようにということで海が見えるような高さに当初は要望していたんですけども、その分が通りませんで、全体的な計画に合わせて、その成り行きにあわせたところに建物を建てる計画で今再検討をしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 再検討を要するということはちょっと怪しいのかなという認識なのかなと思いますが、国道45号があつて防潮堤が整備されて、その間に空間が、もと松原公園があった、町有地もあるところだと思いますけれども、そこを、何でしょうね、8.7と、国道ですから14.8に囲まれる区域が0メートルであつたり4メートルであつたり、恐らく国道の高さまで盛ったりする計画がないので、国道からネイチャーセンターに入れないということなんだろうと思うんです。事業の壁があつたりとか交付金の壁があつたりというのは、皆さん頑張ってらっしゃる中でどうにもできない部分というものあるでしょうし、恐らくそこに土地をお持ちの方の意向とかもあると思いますので、難しい調整が必要なんだろうということは重々承知いたしておりますが、先ほど来町の未来のために必要な施設の一端なんじゃない

かなと思うんです、ネイチャーセンターは。町の未来を守る子供たちを育てることは大切なけれども、そこにはお金は使えませんというのは、どういう論法なのかということなんです。ちょっと乱暴な言い方だとは思いますけれども。

なので、具体的な話すれば交付金でなければ、ほかにどんな手があるのか。もしくは例えば規模を縮小したり計画を変更したりお金を使わない方法を考えていくのか、もしくは違う場所につくるのか、いろいろな考え方があると思います。その検討というのは今どの程度まで進んでるのか、聞かせられる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） もともと町にはあった施設でありますので、本来的にいえば原形復旧で復旧させていくということが原則だと思いますので、交付金事業がダメであればという、その先の選択ではなくて、この交付金を何としても確保していきたいというような意気込みで頑張っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） はい、わかりました。

川を含めまして、八幡川だけの問題じゃなくて町内にいろんな川がありますし、いろんな山、海ございます。それを守りつつ復興するということが口で言うのは簡単ですけれども非常に難しいんだよということは理解しているつもりです。ただ、町の復興計画等に創造的に今まで震災前以上の町を何とかして取り戻すんだと、取り戻すだけではなくてそこに新しい町をつくっていくんだという思いがあるわけですから、その制度とか難しい調整というのは皆さんに担っていただく以外にないというふうに思います。

これは前回の繰り返しになってしまいますが、町民はやっぱりまちづくりにわくわくしたいんですよ。こういう制度があるからだめですとか、こういうお金が使えないで、ちょっとこうやりたかったけどできません、あるのはわかります。全部が全部うまくいくはずもないです。ほかの自治体との兼ね合いもあるでしょうし、国・県との調整、いろいろ大変だろうと。ご苦労があるんだろうというのは思います。ただ、町民はわくわくしたいと思ってると思います。それは私のように若い世代、これからこの町で生きていくんだぞという覚悟をもってこの町で、この町が好きで戻ってきた人間からすると、ぜひもう一踏ん張りお骨折りをいただきたいというふうに思います。もちろん自分自身でかかわって自分自身で調整できたり、何か意見を集約したりとか、協力できるところはぜひ協力していきたいという思いはありますけれども、町民が笑顔でわくわくしながらまちづくりをできるような体制を、ぜひ

整えていただきたいというふうに、これはお願ひいたします。何か町長のほうからございましたら、一言いただければなと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり南三陸町、ある意味遷都です。全く町を新しくつくり直すということですので、そういう意気込みでこれまで取り組んでまいりましたし、これからもそういった思いを継続しながらもっていきたいというふうに思います。いずれこれからこの町を担う若い皆さん方が、本当にこの町でこれからも頑張っていきたいというような、そういう思いを持っていただけるように我々も努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 恐らくこれネット中継されておりますので、若い世代、この町の若い世代、今リアルタイムで見てる方も大勢いるのかなというふうに思います。町長から今力強いお言葉いただきましたので、どの世代もがっちり手を組み合って、取り合って町の未来に向かって進んでいきたいと。自分自身の誓いでもありますし、町民の皆さんますますのご協力というのは、ぜひ必要なんだろうというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告5番高橋兼次君。質問件名、1. 集中復興期間終了後の町財政について。2. 防集団地造成について。以上2件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇、発言を許します。7番高橋兼次君。

〔7番 高橋兼次君 登壇〕

○7番（高橋兼次君） 7番高橋でございます。7番は議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問事項につきましては、集中復興期間終了後の町の財政についてであります、一問一答方式により町長に伺うものであります。

震災から3年半、この間、町は一日も早い住まいの確保を目指すとともに町の基盤的施設の再建、復旧にひたすら走り続けてまいりました。本年度は復興しながら発展していく期間に入り、各事業の進捗が実感として感じられるようになってまいりました。そういう中で国が定めた集中復興期間が来年度に迫りました。我が町を初めとする被災自治体、また被災者は今後の復興に不安を募らせております。一日も早く完全な復興をなし遂げ、安全で安心して暮らせる町を取り戻すことが町民に対する責務だと私は考えております。また、これを長く

維持していくには磐石な財政でなければならず、そのための財源確保が重要であると思います。今後において、相当な努力が求められてくるものと考えておりますが、町長はどのような策をもって講じていくのか、次の点を伺うものでございます。

1つ目に、町税並びに国・県からの財政支援の見通しであります。2つ目に、復旧・復興事業以外の整備事業の考え方であります。そして、3つ目にふるさと納税拡充に取り組むべきではないかと考えるものであります。以上、3点を登壇からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告5番高橋兼次議員のご質問、町税並びに国・県からの財政支援の見通しはということについてお答えをさせていただきますが、議員もご承知のとおり東日本大震災の税制上の措置として平成23年4月27日に施行された地方税法の一部を改正する法律等により被災地の特性に応じた緊急にすべき事項について対応がなされ、被災した方々に周知し、減免等の制度を活用していただいているところであります。

また、震災からの早期復旧に向け、平成23年5月2日施行された東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等により災害復旧事業に係る国庫補助負担率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税等集中復興期間に実施すると見込まれる施策、事業に対する財源は平成27年度末までの5年間は確保されているため、当町では特例的な財政支援策を最大限生かし、復旧・復興に全力で取り組んでいるところであります。

集中復興期間終了後における町税につきましては、雇用状況、人口動向、高台移転に伴う新築家屋等を加味し、現在と比較し、年々増加するものと想定をしております。

一方、予算の通常分で多くの割合を占める普通交付税であります。基準財政需要額の算定数値に国勢調査による人口等が多く使われております。現在は震災前に行われた平成22年10月1日現在での数値により算定をされておりますが、集中復興期間終了後の算定には平成27年度に実施される国勢調査の数値が使われることによる大幅な減額が懸念をされます。震災による人口の減少や経済活動等の落ち込みによる激変緩和的財政措置が講じられないまま、政府においては集中復興期間後の財政支援は復興の進捗状況を見ながらあり方を考えるとされているなど、不確定要素が多い状態にあります。

震災関連経費において急を要する特殊的な歳入歳出も多く、決して安定的な財源が確保されている状況ではないため、今後は中長期的な財政計画を策定し、財源の確保に努め、復興への加速化を妨げぬよう適正な行財政運営が行えるように努めていかなければならないと思

います。

当町の震災復興計画では、復興期間を平成32年までの10年間としておりまして、平成28年度以降は高台市街地が形成され、順次地域コミュニティが形成・確立してまいります。したがって、今後、創造的復興に向けて被災地区だけではなく町全体の諸問題に対応したまちづくりが必要であるため、国・県の長期にわたる財政支援がぜひとも必要であることから宮城県及び被災市町と連携を密にして国に対し、被災地の復旧・復興がなし遂げられるまで集中復興期間の延長を求め、当町の財政運営に支障を来さぬよう充実した財政支援の継続の方針を早期に明示してもらうよう求めてまいりたいと思います。

次に、議員ご質問の2点目、「復旧・復興事業以外の整備事業の考え方は」についてお答えをさせていただきますが、集中復興期間につきましては、平成23年から27年度までの5カ年間とされておりますが、個々の復旧・復興事業と事業間調整などにより平成27年度内の事業完了が困難な箇所も想定され、復興事業については平成28年度以降も引き続き実施していく中で集中復興期間終了後の復興財源については、政府から示されておりません。

町の財政事情を鑑みますと、国からの手厚い支援がある集中復興期間において事業を進める一方、宮城県沿岸15市町一丸となり国に対し復興期間延長と復興財源の確保を要望しているところでございます。

東日本大震災により被災したインフラ施設については、災害復旧事業や復興交付金事業を活用して優先的に現在整備を進めているところでございますが、復旧・復興事業の対象とならない道路改良事業や橋梁の長寿命化、非常時に命をつなぐ避難道等の整備については、日常生活の中での利便性を確保するため整備計画を作成し、事業の実施に当たっては国・県のさまざまな制度を活用しながら順次整備できるように事業採択に向けた対応を進めていきたいと考えております。

ご質問の3点目「ふるさと納税の拡充に取り組むべきでは」ということについてお答えをいたしますが、平成20年4月に創設されましたふるさと納税制度につきましては、ことしで7年目を迎えたが、当町では制度創設を契機に設置いたしましたふるさとまちづくり基金を運用し、これまでまちなか交流館整備事業やおらほの町の支援事業補助金など具体的なまちづくり事業の財源として有効活用を図ってまいりました。制度造成当初から今日に至るまで南三陸町出身者や町にゆかりのある方、支援団体、企業など、さらには南三陸町への思いを持たれる多くの方々にふるさと納税を通じたまちづくりにご参加をいただき、この場をおかりして改めて御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、昨今のふるさと納税制度拡充に関する国の動きに合わせまして全国的にさまざまな取り組みが紹介されておりますが、議員ご承知のとおり町といたしましても貴重な財源確保対策として本制度がスタートして以来受納件数及び金額について常に宮城県内の上位を占める実績を残してあるところでございます。

今後とも寄附者の皆様との信頼関係を長期にわたり継続し、より寄附件数が増加するよう手続の改善や寄附者の思いに応えられる寄附金充当事業の展開、そしてホームページ等による細やかな実績報告など、これまで以上に創意工夫を凝らし、寄附者の皆様がふるさとを思う気持ちを大切にした取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 時間が気になったんですが、財政、大変複雑でそして難しいものがあるわけでございますが、広く深く、単位にしますと平米ではなくて立方というか、立方といいますと重さも出てくるわけでございますが、いずれにしても財政は町を運営する、そしてまた町民の生活に直結するものでございまして、常に注視していかなければならないものかなと、そのように考えておるわけでございますが、その中で我が町の財政運営基本というものがあるかと思いますが、町長はこの基本をどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、先ほどもお話しましたように継続的に、この町の財政運営がしっかりとできているということがまさしく基本だというふうに思います。

ただ、問題は先ほどもちょっとお話しましよう來年度国勢調査が行われます。それがある意味地方交付税の算定に大きく影響を及ぼすということですので、その辺も含めながら我々注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時48分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次君の一般質問を続行いたします。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 午前中に引き続きですね、質問を進めていきたいと思います。

先ほど考え方を聞かせていただきました。その考え方の内容からみますと、多くの自治体が考えている「入るを量り出づる制す」あるいは「成す」というような、このような考え方かなど、そういうふうに解釈したわけでございますが、ただこの考え方、それは誤解をしていくと、そういう学者の先生もおられるようでございます。その反対で、財政の原理は「出づるを量り入るを制す」のだというような、そういう捉え方をしている学者もおられるようですが、その辺の考え方、町長の考え方と反対のような感じもするんですが、町長はどう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さまざまなお考え方あるのは、これはもうそれぞれ学者さんのそれぞれのお考えですから、ただ基本的には収入が当然ございまして、それに見合った形の中での支出をしていくと、収支均衡を図っていくというのが基本だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 実は私もそう思うんです。ですが、この学者の語ることも一理あるのかなと。というのは、入ってくるものだけを待っていないで、やはり自主財源ですか、これを太らかしていくというような努力が必要じゃないかというようなことを陰でうたっているような気がするんですよ。今町長が言いましたようにいろいろな考え方で運営をしているわけでございますが、それがこっちがいい、こっちが悪いというようなことはないと思いますが、いずれにしても財政というものは大事なものであるので常に強い財政を目指してやっていくべきなのかなと、そう思います。

その中で、自治体は地方税制上にない法定外の税をつくることができるとなっているわけでございますが、財政上必要があればというようなことでありまして、またその税率を超えてかけることもできると、我が町ではこれまでにそういう経緯があったのかないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 過去においても標準税率を超して税負担を求めた経緯はございません。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今後財政が逼迫した場合に、そういうことはなかろうかとは思いますが、そういうときに考えるとすれば、さきに言った新税なのかあるいは超過税なのか、その辺の考え方聞いておきたいと思いますが、町長いがかですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点としてまだ想定する段階ではないというふうに思いますが、いずれ県としても環境税とか導入した経緯がございますので、それぞれの自治体がそれぞれの収入をどのように確保するかということでさまざまな考え方、アイデアというのは出てくるだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ちなみに、これ2009年ですので大分古いのかなと思いますが、地方財務協会というところで調べたんだろうと思いますが、超過課税の実施状況というようなことでいろいろあるんですが、個人均等割ですが、3団体、それから所得割が2団体あるんですが、この中で我が町でも密着している豊岡市というところも含まれているようでございます。その他法人均等割、固定資産割と大分財政の逼迫状況の中で超過、超課税しているような団体もたくさんあるように思うわけでございます。こういうことを、今後そういう事態になった場合に、これは勝手にできるわけではございませんが、総務大臣の同意、あるいは総務大臣ももつともありますが、やはり町民の合意ですね、こういうものが相当大事になってくると思いますので、そういう事態の場合には、その辺を十二分に考慮して決めていく必要があるんだろうなと、そう思っております。

それで、この震災によりましていまだ若干人口の流出っていいますか、減が続いているわけでございますが、人口減による財政への影響、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財政の基盤となる財源は、1番は地方交付税の中でも普通交付税となりますけれども、基本はその測定単位は国勢調査人口であるということは先ほど町長が答弁で申し上げたとおりでございますけれども、現在算定上使っている国勢調査の人口は平成22年の国調人口でございますので、1万7,429人というこの数値をもとに普通交付税が算定されてございます。

ただ、来年度、国勢調査が実施されます。ちなみに26年7月末現在の住基人口が1万4,300人ぐらいでございますので、ざっと3,000人ぐらいは住基人口が来年減るんだろうと。それに合わせて国勢調査人口も減るだろうというふうに推計してございますが、その来年算定された国勢調査人口が普通交付税に反映されるのが平成28年度からの算定となります。ただ、国勢調査人口で3,000人も一挙に減るということは、ざっと単純に推計いたしました 5億から6億普通交付税に影響が出るということでございますので、それには交付税の算定上数値急

減補整という形で反映されますので、落ちる分の人口をその後5カ年かけて落としていく、つまり20%ずつぐらい減っていくということなんで、約1億円ずつぐらいは普通交付税の額が減っていくだろうというふうに見越してございます。それとあわせて、現在、南三陸町は合併町でございますので普通交付税が合併算定がえという形で旧志津川町と旧歌津町それぞれの分で計算して合算した形で交付税いただいてございます。その合併算定がえの積算もいずれ平成33年までは引きずるんですが、平成28年度から5カ年かけてこれも20%ずつ減っていくということでございまして、実は合併算定がえでの恩恵というのは約5億ございます。したがいまして、単純に推計いたしますと人口減による影響額と合併算定替えによる影響額、合わせて10億になるわけでございますので、約2億ずつぐらいは今後5カ年かけて減っていくんだろうなというふうに見越してございますので、それを見越した形で当然財政計画をつくって今後の財政運営に反映させていかなければいけないんだろうなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、段階的に減っていくということでありまして、28年から5年後には10億の収入が減るんだなど。もってき、その先の5年後の財政、財源というものは今から危惧される部分もあるわけでございますが、その普通交付税は地方交付税総額の94%、その中で特別交付税は6%の割合で配分されると、これもまた14年は5%、15年度、2015年以降は4%に下がるというようなことで、この部分も含めて実質的な税収の変化というものは我が町の場合はどうなるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 普通交付税と特別交付税の割合が変動していくというのは議員ご指摘のとおりでございますので、ただ特交については基本ルール計算の部分とルール計算外の部分がございますので、ルール計算の部分については例えば病院の病床数に応じて入ってきた部分とかあとは災害復興があればそれ相応の額が入ってまいりますけれども、そのほかの部分の特交要因というのは大きく変動する内容ではございませんので、余り特交の部分については影響はないのかなというふうに思います。むしろ、普通交付税のほうに総額がふえていくということは、満額ルール計算になるわけでございますので、当町で取り組める部分であれば、その部分は全て普通交付税として反映されるんだろうなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） 特交の部分が地方交付税に、普通交付税に移行されるというようなことで影響はないというようなことであります、いずれにしても先細り感が出てきているのかなと、そう思うわけでございます。その中でやはり自主財源ですか、やはりそこを太く、太らせていかなければならぬのかなと、今後。そういう努力もしなければならないのかなと思うわけでございますが、町税については増になるのかなというような先ほども町長の話でありますが、町税について本格的な産業の再生といいますか復旧といいますか、まだまだ先のような気もするわけですよ。その中で町税が果たしてそのように、町民税がそのように予想されるようにふえていくのかなと。震災以前、震災以前のレベル、あるいはそれを超えるようなレベルまで回復するのはいつごろを想定つていいますかね、いつごろを見ているのか、その辺あたりをお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 町民税に対するご質問ということで、お答えしていきたいと思います。

先ほど町長の答弁にもありました、税収は一応今後伸びていく方向で現在復興期間を中心、復興期間に限定して推測した数字がございます。それにおいては、固定資産税、こと土地に関するところはこのような被災状況で平成30年ころまで6割程度まで戻せばいいのかと。ただ、同じ固定資産税でもカッコについては集団移転等が進む方向の中で特例等の措置はあるものの伸びていくんだろうというような推測を一方でしております。また、償却資産につきましては、復旧等の関連で償却資産の税収が大分伸びております。ただ、これも25、26くらいを山として、一つの山として一時収束を迎え、その後土地区画整理事業等の整備状況によってはまた伸びを示してくるのかと。この辺はなかなか予測が難しいところでございますが、あともう一つの税としての町民税に関するところでは、30年を目安として推計してみたんですが、徐々に個人の所得が伸びてるというような状況がありまして、震災前の七、八割程度まで伸びるんじゃないかと。震災前は町税13億の税収ということでしたが、一応今のあくまでも税担当としての見通しですけれども、8割程度まで戻せるような状況をちょっと推計してみるところでありますが、なかなかいろいろな要素が加わってきますので、ちょっとまだ確実な数値ではないということでございますが、そのような見方をしております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） 30年をめどとしてというようなことで、町民税、七、八割、固定資産税6割ということであるようでございますが、大変厳しい数字かなと、そう感じるわけ

でございます。特に固定資産税、これは資産がふえて、ふえる、続々とふえることにはなるんですが、税措置が施されておりますので、ふえた分そっくり入ってくるわけではないわけでございますので、完全な回復までには大分年月が要るのかなと、そんなようなわけでございます。

そういう中で国の集中復興期間、15年度で終了というようなことで、国のはうでは通常の予算に戻る時期が来ておると、そう判断といいますか、そう答えているようでございます。その中で単純な延長は難しいと、期間延長は、この単純な延長って聞いたときに、このような大災害を前にして単純な延長ってどういうことなのかなとちょっと腹立たしい気持ちが湧いてきたわけですよ。この辺、これをどなたが言ったかというと県内の選出国会先生でございます。せめて被災県の先生方は、こういうことをいうということはどんなものかなと。ここで余り論ずるわけではありませんが、私はそう思ったんですよ。町長はどうです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あえて名前を申し上げませんが、同じ新聞を読んだと思います。私も大変被災県の選出の国会議員の言葉ということには、ちょっと私もいささかがっかりという思いがあります。

ただ、いずれにしましても国、いわゆる特に財務省につきましては、まさしく厳しい方針を方向性を出しておるので、ある意味先ほどのご発言は財務省の意向を受けての発言だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 私もそう思わなければなと思っています。立場での発言かなと。本心ではないのかなとは思いますが、ただそこまで理解できない方々は腹を立てているのかなと、そう解釈しております。国は5年じやなくて復興を10年で考えると、今後その期間が切れても真に必要な事業は、これについては今後もその予算をつけるといってるんですね。その真に必要な事業の判断というのはどこでするんですかね。多分これ国かなと思うんですよ。国が判断することになれば、当然厳しく絞り込まれることが予想、誰でも予想するわけですよ。そうなれば事業のおくれ、あるいは実施できない事業も出てくるのかなと心配するわけですが、町長はいかが考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 絞り込むというよりも、これまで非常に査定については大変厳しい状況がこれまで続いておりますので、今お話のような内容で話されております。必要なものは

やると。その辺の言葉の裏を考えますと、大変これから交渉ということについても大変難しい問題が出てくるんだろうと、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 何にしても16年度以降の分まで合わせて25兆円を突破するからということは、その根底にあるようでございますが、財源が枯渇してきたからここで打ち切って、後のことは年月をかけてやっていくというような考え方であらうかと思いますが、被災地はそれで満足するのかなと。どこまでもおくれていって、あるいはきのう来から言われてました定住減にもつながるおそれはあるわけですよ。復興がおくれれば人口流出も続くのかなと、これは要因でありますのでね。これ何としても食いとめなければならないというようなことがあります。その中で住まいの再建を最優先にと、これはもうずっとこれでやってきてるわけですが、今度は道路整備についてもめり張りをつけるといってんですね。優先度を冷静に見きわめていくと。そうなると、これから道路整備にシフトといいますかね、軸足が移っていくようなことも出てくるんだろうと思いますが、そのときにどのような整備、被災地が思うような整備ができるのかできないのか大分心配するところがあるわけでございます。その中で復興以外の整備メニューがたくさんありますから、自治体は知恵を絞ってそっちのほうを利用してくれというような話もされてるわけです。そのメニューがたくさんあるというの、これは本当のことなのかなと、その辺を説明できれば。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補助のメニューということでございますけれども、基本的には社会資本整備総合交付金が該当するかと思っております。その中にもいろんな採択要件がそれぞれ決まっておりますので、それをうまく活用する以外にはないかと思ってます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今の説明でわかったようなわからないような話なんだけれども、それでそのメニューで十二分に整備ができるんですかね。それが心配なんですよ。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） じゃ、私のほうからも。今建設課長申し上げました社総交事業という最近できたんですけども、以前はそれぞれの省庁ごとに農水だったら農水の道路、建設だったら建設の道路、細々と分かれておりまして、だからたくさんあったと。平成22年だったか3年だったかに社総交事業に一本に集約をされてございます。事業名は一本なんですが、扉を開けると昔と同じようにごちゃついてるという状況です。

ただ、お金はそこの中にそれぞれの省庁ごとにきっちり入っているというところなんですけれども、交付金のように非常に国の財政措置が、ほぼ100%とか90%というものではなくて、結構悪いんですよ。40%とか50%の補助しかなくて、残りは自己負担と。そのかわり使えるメニューが広くなっているということになるので、やりたい事業をたくさん拾っていただけるかわりに借金をする確率が非常に高くなってしまうという痛い思いがあるんですよね。そういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうなんですよね。以前たくさんあったメニューの配分どおりに一本化するんであればいいんですけども、一本化してその分出すのかというと出さないんですね。絞ってくるんですね。これも市町村もあるいは国も、その台所事情というのは一緒だと思うんです。いずれにしても、何か先が思いやられるような状況が最近見え隠れしてきてるのかなと、そんなように思っております。全体的に財源の枯渀というものが危惧される中で、我が町においても財源対策に取り組む必要があるのかなと。

その中で、その対策の一つに無駄遣いをなくすと。既にこれに取り組んでる市町村も多くあるようでございます。要らないものは極力買わない、用意しない、必要な部分だけを捻出して買う、常に紙1枚までやってるところもあるようです。職員の皆さんには仕事で手いっぱいやってる中で、またこういうことをいうと本当に気が引けるんですが、紙1枚の果てからやっぱりやっていかないと、将来の南三陸町の存続というものを、この言葉がぐらつくようになってくる可能性もなきにしもあらずです。

そういうようなことで、また午前中、そしてきのうと出ておりますが、定住対策、人が多くいればそれだけの力というものが出てくるものと思っております。ですから、人口減を早くとめて、できれば増加に転じるような施策が大事だと思っております。このことについては、再三町長の考えを聞いておりますので答弁はよろしいですが、やはり税収が少ないと財政が弱い、財政が弱ければ当然一定水準の行政を実行できなくなると、これは明白であります。この強い財政のために相当な努力を重ねていくことが求められてきていると思うんですが、その辺の町長の意気込み、覚悟はいかがなもんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけれども、中長期の財政計画というのは、やっぱりそこが根っこになっていくと思いますので、そういうものをしっかりと打ち立てていくということが非常に大事だろうというふうに思います。議員の皆

さん方、町民の皆さんからさまざまな要望等々いただいて議会の中で皆さん方からいろんなご意見を賜るわけでございますが、すべからくそれにお応えをするというのはなかなか難しいかもしませんが、しかしながら我々としても町民の皆さんのお要望ですから、何とかそれを実現するような努力はしていかなければいけないというふうに思います。

ただ、そこの中でやっぱりどうしても事業の精査とかそういったことも、今後当然考えて取り組んでいかないと立ち行かなくなるという問題もございますので、その辺はしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この復興期間終了、相当危機感をもって、また再度強く国に求めていくというような被災県も出てまいりましたが、我が町を含めて宮城県の国への要請状況というのが、今後度のような考え方があるのか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり宮城県内ですと被災、15の市と町でございますので、この連携もまず一つ。

そして、もう一つは大規模被害を受けた5市町、気仙沼から東松島までになりますが、ここは独自の運動を展開してございますので、そういった被災の大きい連携をして、大きい市と町の連携がこれからも大変重要な力になっていくというふうに思いますので、これからもそういう形の中で政府要望含めて展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その政府要望であります。最近の話で皆さんご存じかと思いますが、地元の選出の議員の先生、幸いにも政権党の中の政策責任者あるいは復興改革に深いかかわりをもつような要職につかれたようでございます。非常にこういう方がそばにいるということは心強いものがあるわけでございますが、大いに町の責任者として大いに訴えて復興を安定的に加速していくことが大事であると思いますので、今後とも前向きにのめり込んでいくような、そういう姿勢を見せていただきたいなど。そう思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来特にそうなんですが、県内選出の国会議員、衆参問わずですが、先生方とは大変つながりが大変密になりましたので、ある意味私どもお会いさせていただけてお話をさせていただきますと、大体我々の思いというものは、まずもっては理解をしていただける。あと、それをどう具現化するかという問題になろうかというふうに思いますが、

いずれ今回の内閣改造におきまして地元選出の小野寺先生、防衛大臣から今度は政調会長代理ということになりましたので、その辺のお力をおかりしながら、復興へ向けて我々としていろいろお願いをしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 本人も復興に汗を流したいと、うずうずしてるというようなことでございますので、その辺の連携を密にいたしまして進めていただきたいなと思います。

次の、復旧・復興事業以外の整備事業の考え方はというようなことでございますが、予算の先細りが懸念される中で、復興事業でカバーできなかつた事業等々、あるいは復興事業と全く関係のない震災以前の計画を立てていた事業が停止してるかと思うんですが、その辺の整備の手法、考え方ですかね、その辺あたりをお示しいただきたいなと、そう思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 通常事業ということで震災以前から個別に計画をしていたものということで、現在今ちょっとその事業メニュー表が手元にはないんですが、まず合併をしたときに新町建設計画というものを立ててあると思います。この東日本大震災で一時中断というわけではないんですけども、そこでストップをしていると。使えるお金がまだあるはずでございますので、そのお金を使うために新町建設計画を見直さなきやいけないというような縛りがあるということですので、たまたま町の総合計画、この見直しもやるということで、一緒にそういったことをやることによって震災前にやり残していた事業について、しっかりとちょっと踏み込んでいきたいというふうに思っています。

具体にちょっと何の事業というのは資料ないんですが、ただ依然としてやっぱり復興関連事業、それから復旧、これから町管理の堤防かなにかの工事もようやく始まるというような時期なもんですから、当分の間は復興計画にある事業を優先にというような状態が続くと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 現状はそうなんだろうと思いますが、ただ復興事業を進める中で2次災害ではありませんが、復興事業を進める中でいろいろと、何ていいますか、補修、改修が必要になってきた部分が目立ってきてるわけです。その部分を、どのようなメニューっていいますか、やり方ですね、どのようなやり方でやっていくのかと。これは多分補修、改修となってくると復興事業に含まれないのでないかなと、こう考えるんですが、その辺の、ぜひ今やらなきやならないというようなところも出てきてるわけですから、その辺をどうやって

やっていくのかお聞かせ願いたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民生活に支障を及ぼすような、そういう今お話になった仕事っていうか事業、これは浸水域であろうと、あるいはそうでなかろうと、これは当然町民のサービスの問題でございますので、これは当然やらざるを得ないだらうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 当然やるというようなことでございます。それにはそれなりの財源の確保というのも根底にあるんだろうと思いますが、その中で震災前に個人が高台移転して、高台移転したそのところに道路を個人で確保したと。その道路を利用して、今回さらに高台移転が進んだというようなことで、何でいいですか、一つの小規模な集落みたいなのができつつあるわけですよ。そういう道路については、これから大いに利用されるものと、あるいは避難道とかいろいろ利用されるものと思われるんですが、そういうものについて、町道に格上げは難しいだらうと。今の段階での私の考えではですよ。であれば町道的な、準町道といいますか、そのような対応、整備はできないものかなと。ここに土地を提供している方、自分で固定資産税を払って、ただ歩かせているんだと。傷められるんだと。なじよにすればいいべと、こういう方もおるわけです。こういう方、じゃどうすればいいのかなといいますと、個人対個人の話になりますと、これもまたこういう事態の中でそういう話は大変難しいのかなと。進め方としてね。そういうところについては、町が少し、町がフォローしてやるというか、そういうことはできないのかなとも考えてるんですが、できないのかなよりもやるべきだと思うんですが、いかがです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ただいまの事例ですと道路というようなことなんですが、道路以外にも震災後にさまざまな応急措置を施された地域、エリアがたくさんあろうかと思います。当時は被災者の住まいを確保しなきやいけないということで、まさかこういう今になって問題が、悩みが出るということを誰も思っていなかつたわけですので、そういった道路以外にもさまざまな今後の対応していかなければならない事案がたくさんあると思いますので、それは案件ごとに見きわめながらしっかりと対応していきたいと、そうあるべきだと思ってます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうしていただければ町民はもっとも利便性が高くなってくるのかなと思います。この高台移転が進むと町道も当然ふえること、また私道もふえていくんですね。

もう既にふえつつありますから。やはり一定の基準というものを設けて、例えば砂利を敷くとか、そしてまた防塵処理などをするとか、そういう町の対応が必要であろうと思います。今の課長のあれではやっていくというようなことの解釈ですが、ぜひそこは落ち度のないよう町民へのサービスとして対応していただきたいなと、そう思います。

この件については終わりまして、3つ目のふるさと納税拡充に取り組みというようなことで、先ほど町長から納税について、ふるさと納税についての内容について、るる答弁をいただいたわけでございますが、まさにこの制度が創設されたのは平成20年の1月であります、都市と地方の格差是正、これを図るために新設されたんではありますが、今ここにきて国が制度の拡充をするというような考えを明らかにしてきたわけです。中身は手続の簡素化、それと控除額の拡大ですか、これを検討するというようなことであります、このふるさと納税、実はこれから財源細りになる中で財源の、財源確保の一端として重要なものになってくるのかなと、そのように考えているわけでございます。

さらに、今この事業を進めている中で、さらにその中身的なものをもっと濃いものにしていくと、そういう考えが必要になってきたんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 南三陸町、平成20年度にこの制度がスタートしてから積極的な取り組みをずっと展開してまいりまして、寄附件数、それから寄附金額、これもまさしく県内で先ほど言いましたトップクラスをずっと走ってまいりました。震災直後には、もう5,000万を超すぐらいのふるさと納税をいただきまして、昨年度も約3,000万ということでございます。非常に大きな町の財源の一つにあるなということは間違いございません。今回今お話をありましたように今度制度も手続の簡素化、それから2倍に拡充をするというふうなことで、非常にふるさと納税を総務省、それから菅官房長官ですか、大変な後押しをしてるわけです。ですから、一つ懸念材料は、余りこれが進んでいくと大都市のほうが大変な抵抗示すということも、これ想定されます。

それと、もう一つ懸念するのは贈答品が非常に華美になってきてるということがございまして、果たしてどうなんだろうなという思いも実は反面ございます。しかしながら、さっきの話に戻しますが、いずれ町としても貴重な財源でございますので、そういった取り組みについては積極的にこれからも展開をしていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） まさに20年度、これを見ますと県内で栗原市に次いで2番目なんですね。

その後震災、震災後もこれがいわば一時中断はされましたが、23年度はピークなんですね。23年度を境に右肩上がりと右肩下がりと県内の市町村で分かれてきたような、そのような統計といいますか、データがあるわけですよ。その中で2番目とはいながらも我が町も我が町なりの内容の中で右肩下がりの部類に入ってきてるのかなというような懸念があるんですが、その辺あたりの、なぜそうなってきたのか、その差ですね、その辺あたりをどう考えますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災のちょうど前年が1,100万ぐらいのご寄附でした。ある意味、そこがうちとしての一つのベースになるのかなというふうな思いがあります。震災時の5,300万というのは、基本的にはこれはある意味一時的な、南三陸大変だという、何とか助けようという、そういう思いで一気に膨らんだという経緯があるというふうに思いますので、特段右肩下がりだという意識というのは、実は私は余り持っていないんですが、ただこれからも、さつきから繰り返しますが、貴重な財源がございますので、どのようにご協力いただくかというのはしっかりとPRをしながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ここにあるんですが、平成22年が339件の1,300万弱ですね、1,100万強ですか、23年が567件の534万、それで24年が409件の3,042万、昨年が497件と件数はふえてるんですが、金額がやや減少と、2,999万というようなことあります。こういう中である市町は震災を境に件数金額とも伸ばしてきてるんですね。それにはいろんな努力、工夫があったんだろうなと私は解釈してるわけです。我が町でもこの制度に対しての取り組みは一生懸命やってきたことはわかってますので、一定の評価はします。しますが、やはり財源確保という見方からすれば、これ有効な策だと思っておりますので、また振り返ってみていいろいろ改善すべきところをピックアップして改善していく必要があるんだろうなと、そう考えるんですが、その中で一つの考え方として、受け入れ内容についての改善というようなことで事務取扱要綱の3条ひとつとする政策の部分ということで7項目あるわけですよ。これがもう少しピンポイント的にわかりやすく受けがいいといいますか、例えばこここの海なら海を、環境をよくするんだとか、こういうことをやるんだとかって、もう少しあわかりやすいようなことをやつたらば、もっと興味持ってくる可能性も出てくるのかなと。漠然と子育ての部分とかっていうような形ではなくて、もう少し碎けたような表現の仕方も必要かなと、そう思ってました。

そして、また町民への周知の徹底ですよね。これわかってる方々何割町民の何割いるかなと。思いのほか、聞いたことはあるけれども中身は知らないという方が多いんですよ。ですから町民へ、まずもって町民の皆さんに徹底、周知を、徹底周知というようなことで、その方々の協力を得て町外に行ってる親類、知人に呼びかけてもらうと。そういう中でカード、カードなどを全世帯に配布して、そういうことでPRを進めていったほうが、まだまだ効果的じゃないのかなと。さらに観光産業、あるいは各産業の関連者、いろいろあります。ホテル、民宿、飲食街、商店街等々ありますので、こういう方へ幅広くPRの協力を要請をすることが大事でなかろうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町民さんの協力連携を得ながら、知人、友人、そういった方々にというふうな部分については、今後も参考にしてまいりたいと思います。

それから、寄附納税をするときの使途の漠然としていると、安全あるいは健康、環境というような6つ、7つの項目ではなくてということもこれから防集事業などによって高台に住民が移り住むわけですので、もう少しあわかりやすいような表現というのも検討してまいりたいと思いますが、ただいざれ先ほど町長が申し上げましたように、このふるさと納税の税制改正で国のはうが寄附の控除の拡大などを検討しているというようなことを裏づければ、それだけ国民が寄附をしやすい環境になるということでございますので、いただく町側としてもこれまで以上の工夫をしていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そのとおりだと思います。それで、さらに我が町には大使、大使ありますよね。何とか大使っていうやつね。こういう大使があるわけですので、ふるさと納税大使なんていうようなことも考えられないのかなと。結構こういうことで、もう有効的な策かなと思っております。先ほど町長が余り過激的っていいますかね、そうなるのもどうかなというものの、国がこれから拡充しますよっていってんだから、寄附してもらう市町村はもっといろんな策を広げていっても、これは別に余り過激ではないのかなと、そう感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ふるさと納税の基本的な部分は、ある意味思いを寄せる、今自分が住んでいる以外の地域のまちづくりを支援をしたいというのがベースでございますので、先ほど言いましたように、もう大変な華美な贈答品を用意してるから、ぜひともどうぞとかってい

う完全自治体間競争の中に入していくというのは、はつきりいって好ましくはないんだろうというふうに思います。ある意味その辺は節度をもってやるというのも自治体としての一つの品位なのかなと思いますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そういう考え方、理解しないわけじゃないんです。ところが、やっぱり全国の市町村の中には、そのような方法をとりまして億単位の寄附をいただいているところもありますと、いやあと、こうなるんですよね。ですからそういうことも踏まえながら、やはりそれはそれとしてやっぱりやるべきところはやっていかなければうまくないのかなと、そういう思っておりまます。

何しても財源不足が心配されてくるわけでございますので、磐石な財政というものを築くためにいろんな努力をしていかなければならぬのかと思っておりますので、引き続き頑張っていただきたいなど、そう思います。これで、1件目を終わります。

2件目であります。防集団地についてであります。一つ、宅地が完成をいたしまして引き渡し後に地盤を改良しなければならないというような問題が出てきたと、これは我が町だけではなくて、今、団地完成に伴う問題だと思うんですが、これに対する町の対応、どんな対応をとるのかお聞かせ願いたいと思います。（「もう一つ……」の声あり）はいはい。

それから空き地対策、造成工事発注後に発生した空き地対策です。工事が、申請をいたしまして契約をして工事は始まったと。ところが個々の何らかの事由により契約解除というようなことで、なかなか計画はしたが、そのままつくらなければいけない。ところがつくった後にリタイヤした方がおり、空き地が出てきたということが目立ってきたわけです。まだ小規模の団地でありますので、そう大きく数的には上がってないんですが、大規模の団地が完成するまでの間にこれがどう推移していくのかなと。これに対する対応を、どのように考えているかというようなことです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問になりますが、宅地完成引き渡し後に出た地盤改良への対応ということについてお話をさせていただきますが、本町の防集団地の造成工事につきましては、町として宅地の地盤強度について一定の性能評価基準を設けて工事を施工しております。初めに、この宅地地盤強度の性能評価についてご説明をさせていただきますが、本町の防集団地の宅地の地盤強度の確認方法といたしましては、造成工事が完了した宅地ごとに切り土地盤については1カ所、盛り土地盤については2カ所を原則としてスウェ

ーデン式サウンディング試験を行い、宅地ごとに必要な地耐力等を評価確認するというものであります。この地耐力とは住宅を支える支持力をあらわす用語でありまして、町はこの基準を30キロニュートンと設定しております。これは1平方メートル当たり3トンの加重をかけても住宅を支えられる地盤強度があるかどうかという指標であります。造成工事の完了後、この地耐力等の確認を行うことによりまして町として宅地の品質を確認をし、移転を予定されている方々に対し、良好な宅地を引き渡していきたいというふうに考えております。

なお、本町の宅地の地盤強度の評価基準は本町が実施する宅地造成工事の品質を確認するものであります。建築基準法に基づき移転される方々が実施される建築基礎の設計を行うための地盤評価基準を定めたものではありません。本町の宅地の品質の確認作業は住宅を建築する基礎となる地盤の全てについて実施することは現実としてできかねるものでありますことから、結果として引き渡した宅地の一部に支持力が低い箇所がある場合も想定できなくはないということがあり得ます。この点については、宅地を引き渡す際に丁寧に説明するよう関係部署に対し、篤と指示をいたしております。

ご質問の宅地の引き渡し後において住宅を建築された方から地耐力不足のため地盤補強工事が必要となった旨の問い合わせがあった場合の町の対応といたしましては、その内容を精査し、必要に応じて当該箇所において町として再度の地耐力調査を実施をするということにいたしております。

その結果、町で定めた基準以上の地耐力があることを確認した場合は、その旨を丁寧にご説明いたします。しかしながら、町の再度の調査の結果、町で定める基準を満たしていないということを確認した場合においては、その原因を調査するとともに必要な対策を講じることとしております。

今年度後半から来年度にかけて防集団地の宅地の引き渡しが多く行われます。被災された方々の早期の住宅再建に向けてこの地盤の強度も重要な要素であると認識をいたしております。宅地を買い取りあるいは賃借される方の一定のご理解、ご納得をいただいた上で宅地の引き渡しが行われるべきでありますから、町としてこの件については丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

次の質問の2点目、造成工事発注後に発生した空き地対策はについてお答えをさせていただきますが、空き地対策はというご質問であります。私からは空きが生じた区画、いわゆる空き区画ということで答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、震災から3年半が経過し、被災された方々の住まいの再建意向にも変

化が生じてきております。そうした中において防集団地の計画段階では防集に参加する予定であった方々の中に工事発注後において個別移転や災害公営住宅、あるいは町内や町外にお住まいの親族等との同居を選択されるという方が出てきております。町としては町内20地区に865区画の防集宅地を整備する予定ですが、本年8月末時点では56戸の空き区画が発生している状況であります。

この対策としては、現在、原計画どおりに造成工事を進めることを前提として浜、浜の防集団地について防集団地に入居される方の公募を行ったところであります。このことにより、新たに防集団地に参加をされる方も出てきておりますが、この公募により空き区画が全て埋まるという可能性は低いというふうに考えております。

そのため、今後においても空き区画が生じている団地については、隨時公募を行ってまいりますが、それでも移転者の意向によりやむを得ず発生する空き区画については、国としても一定の条件のもと、防集団地の売り払いに係る条件の緩和について考えているようあります。

しかしながら、この件については個別の事案により国としての判断、対応に違いがあることも考えられますことから、町として必要な検討を重ねた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと事業が進めば問題が出てくるものですね。我が町のことだけではなく、こういう問題が出てきておりまして、地盤改良あるいは補強が必要というようなことで必要な区画と不要な区画が出てくるわけです。そのときに住民同士のトラブルっていますかね、いろいろ中傷しあうんだろと思いますが、そういうようなことで、その場合になって申し込み解除とかそんなことも考えられるわけですよ。現にそれに類したようなことがあったようですが、そういうことができた場合に地盤改良が必要になったときの経費の負担を、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご質問の件につきましては、実際に一宅地で起きました。ある意味土地の履歴等については、近くの方々、いわゆる高齢者の方々含めて沢地だったかどうかということも、一応確認をしながら造成工事を進めているんですが、なかなかずっと昔の件にまで、なかなかその辺の履歴の問題については、なかなか追えないという、記憶にないという部分もございまして、そういう形の中で1件、そういうご指摘をいただきました。基本的に

は、町としてその件については補償させていただくということで対応させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 宅地を造成する場合に基準があるんだと思います。その行政の基準といいますか調査と、宅地調査と業者の調査に差があるというようなことは、こういうことを聞くんですが、なぜこのような差があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 両者の簡単に言えば立場の違いであるというところを、まずもって理解していただければと思います。先ほど町長答弁の中にもございましたが、町の地盤強度の基準につきましては、町として通常、いわゆる簡単にいえば布基礎でも、地盤改良しなくとも布基礎でも住宅が建築できる強さというもので30キロニュートンという数値のもとで示してございます。それが町の基準でございます。

ところが、実際、建築基準法に基づきまして住宅の建築会社さんが保険に加入する際の判断基準といたしましては、その法人が保険会社5社、国土交通省から指定されてるようですが、若干の違いはありますが、そういう数値根拠で地盤補強が必要かどうかという判断をしておらず、客観的なものの見方でチェックシートの中でやっていると。保険会社の立場からすれば少しでもリスクを軽減させると。町とすれば安全ですよと。そこにそれぞれの考え方の違いが生じて、こういったような昨今の問題が生じているのではないかというふうに思われます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これいろいろと調べてみたんですが、宅地造成基準と建築基準ですか、この相違じゃないのかなと思うんですよ。だから建築するほうは町がこれで安全ですよといつても、いやこれではちょっとうまくないと、救助しなきゃならないと。単純に建築業者の仕事をふやすためじゃなくて、基準の差があくまでも出てきているのかなと、こういう問題に関係してるのかなと思うわけです。この建築基準といいますか、これも何か業者間によつて、また差があるような話も聞いております。

ですから、我が町は我が町として造成基準、建築基準ができるだけ乖離しないような、そういう指示のもとに進めていくことが余り問題を大きくしないのかなと、そう考えておったわけですが、いかがですか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） これまでの報道等の状況を見ますと、今議員がご指摘した
ような状況かと思います。

ただ、建築基準法で建築物の基礎に関して唯一文言として、また通達として載ってるものが
ございますので、若干ご紹介しますが、建築物の基礎については、その建てる建物に合った
構造耐力上安全なものにしなければならないというのが、まず大前提になってきます。その
関連の通達、建設省時代の告示によりますと、実際にその形式、基礎形式に応じてどれぐら
いの応力度を持てばいいのかという指針が出されております。それにつきましては、20キロ
ニュートン未満であれば基礎ぐいを基礎形式として用いなさいと。20キロから30キロニュー
トンの場合は基礎ぐいあるいはべた基礎でいいですと。30キロニュートン以上であれば基礎
ぐいでもいいですし、べた基礎あるいは布基礎でもいいですよというふうになっております。

ただ、一番需要なのは建物の重量がそれぞれ各社によって違うと。木造であったり、あるいは
軽量鉄骨の場合もあるかと思います。一般的には木造鉄骨住宅の荷重といいますのは平米
当たり8キロニュートンから12キロニュートン、いわゆる大体平均しますと2階建てですと
10キロニュートンであるという指針も出されております。当町では30キロという部分は当然
2階建ての建築に対して3倍の安全性、それと布基礎でも十分対応し得るということで、当
町としてほかの自治体も踏まえて、例も踏まえて基準として持っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと基準について紹介をいただいたわけでございますが、建築基
準法はどんどんどんどんと基準が上がっていってるのは、このようないくつかの災害が多く発生
することによって地震に耐えられるような基準が上がっていくんだが、造成する場合の基準
というのはそれに並行して上がっていってないんじゃないのかなと。だから、建物だけが丈
夫なものを建てても地盤が緩ければ本末転倒というような形になるのかなと、そういうよう
な意味で地盤も建物も同一基準の中でやつたらば、これは問題出ないのかなと。それこそが
町長がいうグレードの高い、品質のいい宅地であろうと、そう思います。そういうことも皆
さん望んでいますので、今後においてもそのような問題等々が出た場合には丁
重な対応、丁重な説明は、これは不可欠でありますので、そのような進め方をしていただき
たいなと、そう思います。

次です。空き区画ですか、空き区画、先ほど56、現在出ているというようなことで、さらに
これふえてくる可能性があるのかなと思いますが、その辺あたりの進捗はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今は浜、浜の防集団地の完成と、それから工事中ということになっております。区画は非常に小さいところでもそういう問題が起きてきてるということですので、これから大きい団地が始まっていますので、今、高橋議員がご指摘のような部分というのは可能性としてはあるんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ふえることが予想されることが何か高くなってきてるわけでございますが、また一つの悩みの種でありますね。大変これまた苦労するのかなと思いますが、これ町外の方々への通知っていいますか、お知らせはどんな方法でやっているんでしょうか。公募ですから、もうやってるんだと思うんですが、町外におられる方々、町外におられる方々に優先的にというか、あっせんの意味を込めてやるべきでないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 町外の方っていいますと町外に避難している方につきましては、まちづくりニュース等で周知をさせていただいてるところでございますし、それとホームページ等でもそのニュースを流してございますので、そういった幅広くという部分ではある一定の部分で周知をさせていただいております。ただ、現在はあくまでもいわゆる移転をしなければならない方々、いわゆる被災を受けた方で危険区域に入っている方々を、どうしても現段階としては対象として空き区画の手が上がれば、そういった入居という部分をとってございます。

ただ、先ほど町長答弁の中にもございましたが、国のはうもやむを得ず生じた場合の空き区画の取り扱いにつきまして一定緩和するような、一定条件をつけて緩和するような通達もなされております。そういうものを状況、周囲の状況も見ながら個別の実情に応じての判断になろうかと思いますが、国と相談して一定の町としてのいわゆる被災者以外への分譲も含めてルールづくりを、今後やっていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろこれからふえてくる、またそれをどうして埋めていくかというようなことで苦悩するんだろうと思いますが、これが公募等でどうしても埋まらなかつたと、そういう場合の造成費の関係とか、それから分譲する際の価格の考え方等々どのように考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど申し上げたのはそのお話でございまして、いわゆる空き区画に対してほかの用途に使った場合、これまで国庫返還という考え方で示されてきております。

しかしながら、その空き区画が生ずることがやむを得ない事情によってと認められる場合、例えば造成工事の着手、いわゆる設計とか用地取得、あるいは工事の着手時点においていろんな形で住民ニーズを吸い上げたにもかかわらず空き区画が生じたとか、あるいは移転者の意向の変化ということで、現在も空き区画に対して再募集を行っても埋まり切れないといったようなそれぞれの事情に応じてですが、そういった部分を踏まえて空き区画の活用について復興そのものに資するべく活用については、返還を求めず財産処分をしていいというふうなニュアンスの通知が6月30日付で出されております。

これに関しましては、具体にどこまでがよくてという実例をもっていかないと、なかなか相談という部分も含めて読めないところもございますので、実際に公募をやった上で、そういった状況の団地については国と個別に相談をして、空き区画の利活用について一定のルールづくりも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 先ほど町長が言われましたように、国の考え方ですね、その部分だろうと思います。いろいろな考えの中で、これからケース・バイ・ケースという言葉も合うのかなとは思いますが、どうしても埋まらなかつた場合に、定住促進対策の一環としてこれを利用はできないのかなと。将来を考えた中で、そういう一定の分譲する際の条件の制定の上でそういう利用方法はできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あくまでもさまざまなケースが想定をされますので、そういったことが可能なのか。いわゆる先ほど今復興事業推進課長お話しましたように、復興に資するということにそれが合致するのかどうかを含めて、その辺はいろいろ交渉のやり方になるだろうと。いずれ国の方にも相談をしなければいけない問題だというふうに思います。

反面、空き区画の、逆にですね、まだ復興をどうするか決めかねてる方が100人ちょっとぐらいいらっしゃいます。災害公営住宅に入るのか、それから自宅再建をするのかということで決めかねてる方々がそれぐらいいらっしゃるという現実も実はございます。再三再四ですね、意向調査をやっておりますが、悩んでるという形の中でそういう100超す方々がまだまだ方向性を決めかねてるということをございますので、そこはひとつその辺も含めてお話をさ

せていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この造成区画だけじゃなくて住宅も空いているわけです。100という数字はいろいろ考えれば、それは消せる数字かなとは思いますが、ある意味復興に資する、定住促進対策もある意味復興に資するのかなとは思いますよ。ですから、まあ時間もありませんので、国の考え方もあるようありますから、それが明確に出てきた場合に、それをフル活用してこれを埋めていくという策をとっていただきたいと、そう思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど復興事業推進課長言いましたけれども、6月30日に通達が入った文書を読むんですが、なかなか今この段階で軽々に大丈夫だというふうなことが担保できない部分ございますので、これはやっぱり先ほど言いましたようにちょっと国とのやりとりが必要なんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そのように頑張っていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告6番、菅原辰雄君。質問件名、1. 自然災害への対応について、2. 教育環境について、以上2件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。11番菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

自然災害への対応について、町長に伺います。

発災から3年半が経過しました。個人での住宅再建や事業所の再開等ある程度の復旧は目に見えてきている現状であります。さらに、入谷と名足の災害公営住宅が完成し、入居が始まっています。また、防集団地も大きい団地はまだまだだが、比較的小規模団地では住宅建設が進んでいる現状を見ると本当に復旧し、復興が確実に歩みを始めているとうれしく思う

毎日でもあります。

しかしながら、多くの皆様が仮設住宅暮らしを強いられているのも現実であり、その方々の思いを察するに余りあるものであります、地域医療の核である病院建設も始まっており、隣接地の造成工事も目に見えて進んでおります。また、旧市街地の町開き予定地も高さ、広さが日々変化しており、それらにも動きを感じているところであります。

さて、災害からの復旧は最優先で進めるのは当然であります、発災から3年半が過ぎた今、今回直接被害を受けなかった内陸部に目を向けると、以前話している町管理河川の河床低下、それによる護岸の足元部分が流れに洗われたり堆積物で盛り上がり、雑草が繁茂したり、河川の氾濫の要因はもとより景観上からも好ましくない状況であります。さらには、河川にかかる木橋や永久橋も老朽化や延命化対策工事も必要と考えるが、これらの現状をどう捉え、どのような対策を講じていくのか。

2点目、全国各地で集中豪雨による土砂災害が多発している。ニュース等で見れば、いずれのところでも住民の話として何十年住んでいるけど初めてだとの声が多い。これらについては、当南三陸町も例外ではありません。条件によっていつどこで発生してもおかしくない現状であります。県でも時間をかけて調査をした結果、当町でも何十カ所か指定の方向であると聞きます。このようにいつ発生するかわからない災害に、どのような対応、対策を講じていくのか、町長に伺うものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告6番、菅原辰雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

河川の維持管理を実施するに当たりましては、地域住民の方々からの情報提供等受けて対応をいたしてあるところでございます。しかしながら、住民の方々全てが満足できる対応ができるものではございません。いただきました要望等につきましては、損傷具合、あるいは緊急性を考慮した上で対応してまいりたいと考えている所存でございます。

続きまして、橋梁の老朽化対策についてでございますが、町が管理しております橋梁は2013年度末現在で124橋あります。1960年代から1970年代に建設された橋梁が全体の8割を占めています。それらは今後一斉に更新期を迎えることとなり、更新に必要な補修費や老朽化に伴うかけかえ費用が一時期に集中することが予想され、大きな財政負担が懸念をされているところであります。これまでの橋梁の維持管理につきましては、対症療法型により何か損傷等が発生したら修繕すると、そういう方法をとっておりましたが、今後は予防保全型の考

え方を取り入れ、計画的に修繕等を行い、管理していくことが重要だと考えております。

このため、町では南三陸町橋梁長寿命化計画を策定し、維持管理の取り組み目標や方針について定め、取り組んでいきたいというふうに考えております。

土砂災害に対する町の対応策については、土砂災害危険箇所を宮城県や消防機関等と年1回パトロールを行うとともに、地域住民に対しては土砂災害からの人的被害を防止するためパトロールの際には声がけし、大雨時には避難することを指導するなど啓発活動を行っております。

また、土砂災害の原因になる雨水の排水不良を防止するため、町道や農林道については排水路の清掃や草刈りを定期的に行っております。また、地域の方々におかれましては河川愛護会等の活動による河川清掃、草刈り等の奉仕作業にご協力をいただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長から答弁をいただきましたが、河川については地域住民の情報提供を求めている。地域住民、私も地域住民の一人であり、以前から、これは震災前からある程度の箇所を指摘し、足元が洗われ石垣の中段にひび割れがある、そういう情報を提供しております。また、私の住んでいる地域に限定するような話になりますけれども、現在もそういうコンクリート部分の足元が洗われ、ちょっと石垣との間がすき間があいてる現状もあるんでございますけれども、地域住民の一人として、今あえてここでまたその情報を提供していきたいと思います。

それで緊急性とかいろいろありますけれども、以前からお話をすると何か災害があれば全部お国の金でやれるんだな、金がないからなという声を耳にしております。それも一つなのかもしれませんけれども、先ほど町長答弁がありましたように地域住民の情報ごとにいろいろやっていくのであれば、私も以前からそういう情報を提供しておりますが、全然手つかずでございます。さらには、河川の部分的には河床低下も見られます。その反対に土砂が堆積して山のように盛り上がって、そこにヨシとかさまざまな雑草が繁茂し、それも景観上も全く好ましくない状況であります。それらも、今私言ってるのは平成22年の12月議会で話したことを探り返すように話しておるわけでございますけれども、その後震災がありましていろいろ対応できてないのは、これは重々承知しておりますけれども、基本的な考え方として、町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原議員には、再三河川の問題についていろいろご質問いただいておりまして、その際私も順番にといいますか、緊急的なものを含めて対処しなければいけないという答弁をさせていただいておりますが、大変今菅原議員から、私も地域住民の一人だと、そういった情報提供してるので現状してなかなか直ってないというお話をいただいておりますので、今の現状等については、改めて担当課の課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現状ということなので、概要を説明させていただきたいと思います。

現在町が管理しなければならない河川が58河川ございます。延長にすると60キロ、60数キロという状況でございまして、先ほど議員の質問の中にございますとおり、現実として予算の問題等々ございまして、なかなか手が回ってないという状況でございます。

しかしながら、河川管理者の町といたしましては、基本的な責任は災害の発生の防止、それから流水の適正な機能の維持というのが管理者に求められているところでございます。さすれば、予算がないというはある意味言いわけになるかとは思いますけれども、これまで町の河川の管理の仕方とすれば、一つの方法でございますけれども、災害が発生した時点で護岸等を整備しているというのが大きな事業の手法でございました。

それが今後許されるかどうかということになるかと思いますけども、そこは河川のみならず、きょう、後で橋梁の話も出てくるかと思いますが、そちらで申してるとおり対症療法ではなくて予防が大事だと今回町長も回答しておりますので、今後はそういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、課長のほうから58河川、60数キロ、これは以前と変わってないですし、ですから災害が起こる前に、次にいろいろ災害の件でも触れますけれども、まず見た目もよくないし、やっぱりこれも何とか、先ほど言った緊急性を要さないだろうけれども、でもこれはこれまで何十年手をつけていないからこういう事態になったわけであります。これ3年、5年でなるわけじゃございません。一昔前であれば地元の建設業者さんが砂利とか砂を取って適正な状況になっていたと思うんですけども、それが今はいろいろ河川法とかの兼ね合いもあるんでしょうか、経済性もあるんでしょうかけれども、それをやってない、それも一因かとも思います。しかしながら、いろいろ高いところ低いところ川が極端に、例えば5メートルぐらいであれば平均20センチぐらいの水でいいのが、1メーターぐらいに狭まっ

ているから、そこだけ水深が高くなる。それが石垣部分であれば、その足元が洗われる、そういう悪循環の毎日でございます。さらに、景観的に言いますれば雨が降ったとき上流からいろいろなごみ等が流れてきたのがヨシとかアシに絡まって、これも誰が撤去するのか、そんなことも含めていろんな問題もございます。

ですから計画的に、こういう話をすれば先ほども話ありましたように60数キロの河川がある、それを維持管理していくのは大変だと、だから一気に全部やれとは言わないんです。だから町長に伺いたいのは、やっぱり計画的に、例えば今年度はこの川を500メートルやるんだと。例えば高いところを重機を持っていって低いところ、足元とか、まだ石垣上のほうが丈夫なところであれば、そこへ埋めるとか、そうするとその区間だけよくなると、その繰り返しが、これまで手をつけなかった何十年分を、何十年かかれば復旧、復元できるんじゃないかと、そんなふうに考えますけれども、町長、政策という面でいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、ご案内のとおり町内、今は休止状態ですが、ご案内のとおり河川愛護会が以前ございました。河川愛護会の中で地域住民の方々が地元の川だということでそれぞれのいろんな奉仕活動の中で清掃活動も展開をしていただきました。ただし、人でやれるところとそれから地域住民でなかなかやれないところがございます。これはやはりや地域住民でやれないところについては行政として当然やらざるを得ない事業でございます。

前にもちょっとお話したかどうかわかりませんが、新井田川の河川愛護会に私も入っておりまして、周りの草刈りは毎年やっておったんですが、やっぱり中央部分の中州のところに随分堆積、土砂堆積をして、そこに木が生えたり草が生えたりという状況がございまして、2級なんで県のほうに何とかお願いしたんですが、結構それも時間かかりました。でも、ある意味そういった行政の力がないと、そういう部分というのはなかなか難しいと思いますので、そこはやっぱり計画的な流れの中で、その辺の事業は行っていかざるを得ないんだろうと、そういうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今新井田川の件についてありました。河川愛護会という名称はともかく、私どもの住んでいる入谷地区では今でも年2回川の草刈りやってます。ただ、6月末ごろになりますか、大体ヨシとかあれが背丈ほどになります。それで先ほど言いましたように、やっぱり川の流れが急で水かさが多くて渡れないような、そういう中州とかそういうのも狭い川ですけれどもあります。しかしながら、その刈った草、本来であれば、これ以前

の議会でもいろいろありましたけれども、やっぱりその刈った草、これ大雨が降ると入谷地域はなくなります。しかしながら、大事な1次産業の源である志津川湾に流れ込んできます。漁師の方々が大変な思いをしてそれを撤去作業して、こういう現状もあります。

ですから、川はもちろんきれいな入谷、戸倉、歌津、山のほうからきれいな水が流れてきます。その水が志津川湾を潤しているわけでございます。そこを、その川の途中にある草を、そのまま海に流して海の環境悪くなるということは町のイメージ、そして水産業にとっては大変好ましくない状況になりますので、せめて草刈りは地域住民でやります。それを集めて処分する、これは行政でやっていくべき、それがお互い官民一体となった地域づくり、環境づくり、そういうことかと思います。

それと、あとは堆積した、山になってる、それを町長は、先ほど言いましたように、これは一案でございますけれども、それを平らにして低いところに持つていって、ある程度人工的に手を加えていい環境を保つていいのかなと、そういうふうに思いますけれども、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の土地の特性からいいますと、山が海に迫ってるということですのと、ちょっとした大雨でも非常に水かさが増すということになりますので、特に土砂が堆積をしてるということになると、当然被害が大きくなってくると、これは現実でございますので、そこは理解をいたしておつもりでございます。

それから、草を刈ったのが海に流れる、実は大変な災害だったのが台風災害、ちょうど稻刈りの後に台風が来まして、稻が全て刈った稻が海に流されてしまったということがございました。大変な漁民の皆さん方にご迷惑をおかけした経緯がございますので、今お話のように刈った草等については、ある意味行政としてしっかりとそれをまとめて処分をすると、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、これまでにないみんなが民で刈った草を行政で何とか処分をする、そういうことをいただきましたので、ぜひそういう方向でもっていっていただきたい。

あとは、何回も言ってますが、やっぱり部分的でいいですから堆積したものを、ちょっと部分的に60数キロあるうちを、ことしは500メートル、幾らでもいいから本当に行政も本当にやるんだというようなことで町長の考えをお願いいたします。（発言者あり） ああそうかそうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話しましたように、中州のように土砂がたまってる部分につきましては、大変川の形状そのものも変えるということでございますので、その辺の対応はこれから順次やっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ちょっと細いこと、また言うようでございますけれども、これまで民で刈ってなかった、何年もそのままの状況の場所もあるんです。ただ。そういうところはやっぱり地域住民に強制はできないんで、やっぱりその点は町で対応していただくということでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 震災前であれば各地区のほうで年1回なり2回、河川愛護という形でお願いをしておりました。しかしながら、震災後、地域の事情もいろいろ変わってきておりますので、対応できるところできないところが出てきております。それで今年度の区長会議の中で大変申しわけないんですが、可能である地区については、なるべくそういう活動をしていただきたいというお願いをしております。それで活動した場合については、実は8月いっぱいに報告書を出していただきたいということでお願いをしております。それでまだ若干の地区のほうから出てこない部分もありますので、それらをちょっと集計させていただきまして、どの部分が手が回ってないのかどうか、もう少し調べてみてから、その辺のどういう対応が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろ調べるより何より1カ所は私のほうから今お話します。

横断1号線沿いでございます。その辺を確認して、これはもう何年も前からそのままでございます。課長、知らないふりしてますけれども、これはショッちゅう通ってるんで多分、多分わかつてて、多分そういうふうに言ったと思いますけれども、そういうふうによろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、やっぱりいろいろそういう中州、中州っていえばあれだけ、山になってるところをちょっと解消に向けた動きをしていくということでよろしいですね。

それと、再度確認なんですが、そういう町で、住民でなかなかできない分野は町のほうでやっていくということでよろしいかと思います。さらには、従前のように地区住民が刈ったヨシとかあれをまとめて町のほうで撤去していくことで、それ再度確認させていただき

ます。よろしいですね、それで。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 草を集める件につきましては、震災前もそうなんですが、その地区によってはかなり高齢化が進んでると、草は刈れるんだけども高い護岸の上のはうに草を撤去できないというケースがございました。まれなケースでございましたけども、そこについては町のはうで対処した例もございますので、そこは全部というわけにはなかなかいかないんですけども、そこはその地域の実情を検討しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、あれなんですよ、逆に言ったら、じゃ刈った河川の草をどつかに片づけてるところありますかって私は聞きたいです。（「議長」の声あり）

○議長（星 喜美男君） はい。（「議事進行でいいですか」の声あり） はい。阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この一般質問で質問答弁を伺ってあるところですが、当局の答弁が町長と課長の答弁がちょっとずれてるんじゃないかなというふうに感じることが1点あります。

ということは、私も先ほど質問者が刈った草は町のはうで収集して整理をすると、それでいいですねというような念を押して質問しているわけですが、それに対しては返答がないということは、これは誰もがそうだと思いますよ。大事なことですよ、これはね。そういうことは間違いなくそういうふうに町でそういう河川で関係でしょうが、河川の周囲の草を刈った場合には町でそれを収集して片づけてくれるのかどうか。ところが片づけるんだというような答弁に聞こえたわけです。ところが、課長のはうの答弁は場所によりけりだとか、ちょっと全部は全部でないんだとか、その辺をはっきりしたところの見解を示していただきたいと。終わります。そういうようなふうに私だけじゃなく感じたんじゃないかと思いますがね、いかがですか。これ大事なことですから、いっぱいあるんですからね、川の草。これやつたら……（「休憩してもいいです」の声あり）

○議長（星 喜美男君） とめてます。

菅原辰雄君の質問を続行します。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、ある意味旧志津川の思いがあつてお話をしているんですが、旧志津川の時代は河川愛護会で草刈りをすると町のはうでその草を片づけていた経緯があるんです。ところが今建設課長に聞いたら、旧歌津町は地域の方々が片づけていたということですので、そこがちょっとずれがあったということです。見解が全く違うわけではなくて、ある意味お互い旧町時代にどういうふうな草の片づけ方をしたかということでちょっとずれがあったと

思います。

いずれ結論といたしまして、でき得れば、でき得れば地域の皆さんで片づけることができるんでしたら片づけていただきたい、それが無理な場合には、あとは事前に役場のほうに連絡をいただいて、そしてそれで処理をするということにさせていただきたいと思います。さつき言いましたように、課長言いましたけど、60キロもあるもんですから、それを全てやると多額の費用がかかるということもございますので、ある意味地域でやれる部分は地域で何とかお願いをしたいということはお願いをしておきます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、はつきりした答弁いただき、ありがとうございます。これこそ官民一体となっての地域づくり、環境づくりでございますので、これで進めていけばいいのかなど、そういうふうに思います。

あと、もう一点だけ、建設課長指名すると怒られますから、町長、先ほど言った、これは震災前から話してますけれども、具体に言ってもいいんですが、うまくないんであれば、足元が洗われて石垣の中段にひび割れがある。あとはもう一ヵ所、下のコンクリート部分の、それは部分的に石垣であり、従前のコンクリート部分に石垣を乗っけたという、部分的にね、その部分のコンクリート部分の足元が洗われて落下した状況で石垣とコンクリートの間が今大体30センチぐらい口があいてると。これはちょっとした雨が降ればちょっと足元が流れて、それ流出するのかなと、そんなふうに考えてますけれども、やっぱりこういうのも大きくなったら、これ以前から話してますけれども、大きくなったらお金もかかるし時間もかかります。それ今のうちだったら何とか全面改修しなくてもできるようなところもあるんで、そういうところはやっぱり貴重な情報である、ありがとうございましたといった感じで取り組んでいただきたいと思いますが、町長、いかがでございましょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 担当課に調査をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。

それでは橋にまいります。橋も124橋ある、木橋も多分あったと思うんですけど、木橋は幾らぐらいあって、どういう状況なのか。さらには、今回の震災によってやっぱり町管理の永久橋、木橋も大分被害をこうむったと思うんですけども、それらの内訳と、あとはそれらは全部災害復旧工事でできると思うんですけども、それを除いてこれから何橋、木橋と永久橋

とありますて、その状況、そして今後の対応策、それを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、町の橋梁長寿命化計画ということで、これを進めたいといふうに思っておりまして、なお今年度は橋の長さが15メートル以上の橋です。これを14の橋、これを調査点検をするということになっておりますので、前段の木橋が幾らかというのは担当課長から説明させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 木橋はいろいろございますけれども、約30ほどございます。それと、被災を受けた部分、純然たる流出した部分の木橋でいいますと2基になります。旧役場前にありました中橋とそれからここにあった教習所のところに1橋ございました。あれが流出をしております。それ以外の橋梁につきましては、現地に残っております。ただ、バック堤の工事の関係でそれらはかけかえという形になるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 木橋、そうすると差し引き28あるわけですよね。28、木橋が。それも老朽度合いもいろいろあると思うんですが、これも以前から話している箇所も多々あるわけでございますけれども、その辺は、個々のあればいいですけれども全体的な流れとしてどういうふうな取り組みをしていくのか。かけかえをするのか。さらには、またまた応急処置をして2年に1回ぐらいずつちょっと手をかけていくのか、その辺も、場所はとりあえず特定しませんけれども、そうしていくのか。

あとは15メートル以上の橋ですか、これをいろいろ点検修理していくということでございます。この件についても以前私も永久橋の欄干の塗装面、全然赤さび状態で何ともならんなど、これは大変だなという話もしました。それと1カ所なんですが、手すり、欄干も、これはちょっと建設課長、大した長い橋じゃないだけれども、3カ所、3分割されている、それがねじでとまってるはずなんですが、そのねじが外れてて、この辺の言葉で言うとでんづぐだんづぐになってるんで、ただ、今、歩行者も余り少ないし子供も少ない状況だから、けが等もしていない状況でありますけど、それは3年前も話をして、必要だったらその場所も案内しますよという話をしますけども、案内してくれともないし、全然手つかずであります。

細いことばかり並べて大変申しわけございませんけれども、そういう細いことできて、その積み重ねでないと大きな仕事もなし遂げられないのかなと、そんなふうに思います。町長、そういう現状でございますよ。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来、先ほどお話しましたように、従来は対症療法型ということで何とか壊れたところをちょこちょこっと直してましたが、先ほどお話させていただきましたように長寿命化計画の中で、ある意味予防保全型に町としてもスタンスを変えるということでございますので、順次そういういた調査等含めてやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） はい、わかりました。それではそういうふうに進めていただきます。

次に、土石流について伺います。町内に何カ所そういう警戒区域とか危険箇所はこの前きのうの質問の中で危険箇所ないというお答えをいただいてましたけれども、私、以前、県土木のほうに伺ったときには担当者が不在ですのでということで、土石流の危険箇所、歌津地区で30カ所、志津川地区はちょっとわかりませんという答えをいただいてました。

何で今これかというと、実は5月20日に私どもの地域にこういう県のほうからこういう文書が来たんでございます。新たに読みませんけれども、いろいろ災害何だか法に基づいて調査をした結果、土石流の危険箇所であるということで案内が来ました。その説明会に私はちょっと常任委員会の研修で不在だったんで出席いたしかねましたけれども、その辺の細部、町としては、県ではそういうふうにして今後そういう危険箇所に指定していくと思うんですけども、町独自ではどのような対策とか行動を起こすのか。県で指定して、その後いろんなハザードマップ作成とかいろんな行動を移していくのか、その辺の考えを町長に伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、土石流の危険箇所は町内において約130カ所というふうに言われてございます。（発言者あり） 土石流のですよ。それから、それを宮城県で土石流危険箇所として指定をしようとしている箇所が10カ所ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、よろしくお願ひしますっていわれたって私何もできませんから、いろいろそれがあつて今後町としてどういう対策を講じていくのかということを聞いたんで、私によろしくお願ひしますっていわれたって、これはちょっと承服しかねます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 失礼しました。土砂災害危険区域として指定するのが10カ所ということになります。土砂災害警戒区域です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） それに指定されるといい面悪い面多々あると思うんです。いい面は災害発生する前に避難できるとかそういう面もありましょうけれども、もしかしてやっぱり土地の評価が下がるとか、いろんなそういうことも多々あろうかと思いますけれども、それで指定されたら、それは県のほうであれして町長が認めれば指定するんでしょうけれども、指定されたら危険マップとかいろいろな災害を想定した行動を移すのか、これは指定されなくても災害はいつ起こるかわからないんで、その辺の考えをちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、危機管理のほうから、いずれハザードマップの関係とか小野寺議員の際にちょっとご説明したんですが、改めてちょっとご説明したいと思いますが、土砂災害の防止法という法律がありまして、その中で警戒区域あるいは特別区域というふうな2種類があるようでございますが、指定されたことによりまして町は防災会議を開きまして、地域防災計画の中でいずれ情報伝達の方法とか避難の経路とか避難場所を改めて計画を策定する義務が発生しております。それによりまして、ハザードマップ等をつくりまして住民のほうに警戒の周知を行うというふうな町の役割になっております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今の危機管理課長の話は指定後の話でございまして、指定前のこと

を若干補足させていただきたいと思います。

議員おっしゃるように5月の20日の日に入谷地区の、特に桜葉から周辺の方たちにお集まりをいただきました。ご案内を実は137名の方におあげしたんですが、出席をいただいたのが実は24名でございます。それで広島市の災害を受けて、多分国交大臣がテレビのインタビューの中でいろいろ話があったと思うんですが、その中で指定には地域の皆様の同意が必要だというお話を多分されてたと思います。それで今後指定の進捗度を上げるために、その辺手続をある程度簡素化をしたいというお話を、たしかされてたと記憶をしております。

いずれ、議員おっしゃるとおり個人の財産に制限をかけることがどうしても出てまいります。当然その手続が必要か必要ないにかかわらず、基本的には対象となってます137名の方に、これは丁寧に説明する必要があると思っております。その後に県の指定を受けるというような段取りになるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 指定後にいろいろ防災会議、地域防災計画、いろんな義務発生する、そ

れから住民に説明って危機管理課長から説明がありました。でも、これは指定される前からいろんな行動に移すべきだと思うんです。先ほど言ったように指定されたからいろんな対策が整ったから災害起こりますよっていうんじゃないんで、これはいつ起こるかわからない。気圧配置によってこれはいつ、ここ1週間ぐらいは大丈夫でしょうけれども、気圧配置上は。それによっていろんな状況が変わってくるんで、やっぱり前、前、前というそういうあれですよ。県が指定しても直接住民とかかわりをもって生命財産を守っていくというのが町でしようから、やっぱりその辺の意識をもって取り組んでいただきたいと思います。

それと、あとは今建設課長から説明いただきましたけれども、確かに137名に案内が来て24名の出席だと。私は入谷地区も何カ所ぐらいあるかちょっと細かくわからないんで、入谷地区で何カ所ぐらいで、私のほうは1カ所あります。そのときに確かに固定資産とかいろんなことがあります。そうなれば指定受けてからとかいろんな動きが出てくると思うんですけれども、やはりこと私の地域でいいますすれば惣内山の2カ所が土砂崩れを起こす。そうした場合私の周辺、あの周辺は大体40センチから50センチの土砂が流れてくるだろうと、そういう県の説明でした。そのとき、そのぐらいであれば家の中にいれば多分大丈夫ですよという説明をいただきました。担当者じゃないけども同じ職員の方がね、そういう電話で説明をいただきました。そのとき私どものいろんな意味で中心となってる清流会館、あそこももろにかぶります。だったら私たちそういうとき、どこに避難すれば、もちろん自分の責任で避難することは大事でしょうけれども、いろんなことを想定しなきやだめです。その後にテレビのあれでもって、例えば石巻地域、気仙沼地域に土砂災害警報、注意報が発令されたとか、やっぱり先ほど言いましたように広島のほうでも、やっぱり予想してないような事態が起きたんです。だからうちのほうもそういうふうに今度指定なるよっていった場合に、あの山が本当に崩れたらどうなんの、どうすればいいの、これをやっぱり指定されなきや行動できない、これ行政の最たる問題かと思うんですけども、かといって私が個人で、いやいやこういうのあるからってやったって、これは誰も聞く耳持たないことありますし、その辺がちょっと痛しかゆしのところあります。でも、確かに私初めて多くの方々がそういう気象情報に敏感になってきております。

さて、町として指定されるされない前に、やっぱり独自の行動、ハザードマップなりいろんなことで説明会なりを早くやって、これ別に早くやったからって何も違反なるわけではないと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって1点目、入谷地区における危険箇所の数でございますけれども、私の拾い方が間違いなければ33カ所ございます。それでこの情報につきましては、県のホームページで公表されているものでございますので、その中から今回10カ所の指定に向けた活動をしていきたいというふうに県が進めてるところでございます。それできょうのお昼のニュースでたまたまこの話題が出ておりました。全体で4,882カ所、県内でそういう危険箇所があるんだけれども、計画区域の指定が終わったのが約14%だと、それで26年度は6,000万の費用をかけてやろうとしているが、なかなか進捗が遅いので来年度はその倍に、1億2,000万の予算を計上して進めていきたいという話をしております。

ただ、基本的には議員おっしゃるように自分が住んでる町、住んでる場所が危険であるかどうか、それすら住民の方は知らされてないという現状だと思います。一応ホームページで見れるようにはなってますけれども、なかなか一般の方がそこまで県のホームページ見るということは多分ないと思いますので、そこはいろんな方法がございますので、町としてまずもって皆さんのが住んでる場所は100%安全ではないよと、こういう危険な部分もありますということを皆さんにお知らせすることが、まずもって第一かなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 入谷で随分あります。33カ所。これはもし数字把握してなかつたらいいんですけども、土砂災害、そういう危険だと思われるのが、大体雨量、24時間雨量でどれぐらいだとなるのか。さらには、今回指定されたということは土質等さまざまな要件もあると思うんです。傾斜度とかいろいろと、その辺をもし今把握してるんであれば、その辺をお知らせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平成13年に土砂災害防止法ができて、そのとき、その後だと思うんですが、それに基づいて危険箇所の把握を県がしております。そのときは数字的な、機械的に拾い上げたのが先ほど申し上げました入谷地区の33カ所、一定の集水区域、雨が降ったとき水が集まつてくる面積を有してて、沢の傾斜がたしか15度、15度だったかな、そこはちょっと忘れました、10何度だかあれば、そしてその下に1戸以上の自宅がある、または今後自宅が建てられる見込みがあるところというところを指定した結果、入谷33カ所ということをございます、じゃ何ミリ降ったかという、その検討はまだしてないと思います。あくまでも機械的な話でございますので、そのために警戒区域の指定に当たっては土質なり地形を詳細に調べて、それで本当にそれが危険なのかどうかを調査をしてから指定という形になるか

と思います。ですから、今はつきりわかるのが集水区域の面積があって、沢の傾斜度があって、その下に人家があったかなかったかという要素だけしか入ってないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 雨量の関係でございましたので、一応ご説明させていただきますが、大雨注意報につきましては30ミリ、1時間当たり30ミリ、警報については50ミリというふうになってます。当町におきましては、平成17年10月に起きました大雨の際に1時間当たり53ミリということで、1日24時間雨量で220ミリ弱となっております。また、過去の災害の状況ですと、志津川地区であれば41年の9月に台風の影響で1日の雨量で244ミリということで大きな災害になっております。また、平成の21年の10月におきましては局所的でありますが、切曾木、西戸地区、それから在郷地区におきまして総雨量が294ミリというふうなことで記録があり、私としても短期、記録的短期雨量の情報あるいは警報、それから土砂の警戒情報等踏まえながらいろいろ警戒体制に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、危機管理課長から時間雨量30ミリ、注意報ですか、いろいろ説明ありました。そうすると午前中に質問あった当町での被害ということは昭和41年の台風の被害ですね。今でいう御前下のところが決壊して、昔の中学校入り口、あの辺の今の398号が両方決壊したと、あの辺御前下一帯が全部水浸し、役場の前も多分腰ぐらいか、その辺まで来たと、そういう被害でありますよね。あとは切曾木、戸倉地区、あれで1日当たり294ミリ、かなり降ったなど、そんなふうに思います。先ほどの説明ではやっぱり例え入谷地域の場合、今指定に向かってるところですけれども、確たるあれがないんですよね。まだ土質どうのこうの全然わかつてないんで、ただ雨の集積面積ってありますけれども、ただ私どものもらつたのは惣内山のこっちからいくと裏側の一角が崩れる、それを想定してるわけなんです。その根拠というとなかなかね、それをただ先ほどの課長のあれだと機械的にただちやちやちやとやったって、それだけでちょっとなかなか大変なんで、その辺ね、今ここでどうのこうのじゃないんですが、やっぱりその辺的確な情報、何でこういうふうに指定されたか、もっと数字的なものを、土質等も含めてそういうふうに説明会の席には説明していただきたいと思います。

それで災害警報、そんなとき、じゃ危機管理、直接いうとちょっとうまくない、じゃそういうとき、私どもそういう災害危険区域だよっていわれたときにどうすればいいんでしょうね。

先ほど言ったように地域のいろんな避難場所である清流会館もそこの範囲内だと、まして雨が降ってだっと継続してきた、そうするとその入谷の要するに桜葉川も氾濫のおそれがある、そしたら、もうどうすればいいのか、そのときに早目早目の避難とかっていいますけど、いやそんときじや入谷小学校に行くのか、例えば入谷公民館に行くのか、ひころの里に行くのかとかいろんなことを考えられるんでしょうけれども、その辺も今どうのこうのじゃないんですけれども、早目にいろんなことを想定して住民に説明をしていっていただきたいと。確たるあれも、町単独で決めたわけじゃないんですから、町でこういう数字だからこうですよっていうんであればだけれども、上から来たのを、その資料とかいろんなものに基づいて指定していくんで、今ここでどうのこうのではないんでしょうけれども、まずそういうふうに町として住民の生命、財産を守るを第一としているあれですから、そういうところに家をもつて住民に安心に生活できるような環境づくりに努めていってほしいと、そんなふうに思います。

まだまだ橋のほうもいるんですけども、延命化対策とかそういうのやっていくと言われればこれから推移を温かいままなぎしで見守っていきます。情報が必要であれば何なりと申しつけくださいばいろんな情報も提供します。また、今のハザードマップとかあれも、やはり町役場職員の方々だけじゃなくて、いろんな地域皆さんとの知恵をかりながら、アイデアをかりながら一緒になって官民一体となってこれ進めていくべきだと思うんですけども、その辺は町長うなぎいてますから、これ以上は言わないで次に進めさせていただきたいと思います。

でも、川についてまだまだあったんですけども、時間もありますから……（発言者あり）
はい。いやいやまだ通告あるんです。済みません。

あとは、その次のあれで教育環境について町長、教育長に伺います。子供たちの体力向上に云々あります。この1点目でございます。

地球温暖化が言われ、久しいです。平均気温も0. 何度か上昇だとかいろいろ話を聞きます。ことしの夏も例年より真夏日や夏日が多いといわれ続けて、ようやく9月に入りました。ようやく涼しくなってまいりました。そんな中で次代を担う子供たちの教育現場で子供たちが自由に伸び伸び遊び走り回れる環境をつくり、健やかな成長の一助を担うためと、温暖化への対応の一つとして教育現場でのめり張りをつけるという意味をつけて教育、幼稚教育や学校の運動場の芝生化を進めてはいかがでしょうかと町長、教育長に伺うものであります。

次は、情報化時代ですね。現在は情報化時代としてインターネット、スマホ、それらでツイッター、フェイスブック等情報化時代としていろいろやっております。町でも災害情報など伝達手段として活用している現状であります。そのような中にあり、町立学校のホームページでありますが、なかなか更新されなかつたり、余り上手に使っているように見えない現状であると私は考えてます。その現状をどう捉え、どう対処していくのか町長、教育長の考え方を伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、学校の運動場の芝生化については私から答弁をさせていただきますが、学校の校庭はこれまで土のグラウンドが一般的でございました。校庭の芝生化には教育上の効果、環境保全上の効果が期待できることから文部科学省におきましても、その整備推進を図っているところであります。近年、校庭を芝生で整備する学校が全国的に増加傾向にあり、県内におきましても一部の自治体が実施していると認識をしております。

芝生化による教育上の効果としては、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらし、体育の授業、休み時間、学校行事等においてそれぞれの活動が活発化することや環境教育の生きた教材として活用できることが挙げられます。

環境保全上の効果としては、強風時における周囲への砂塵の飛散防止、降雨時における土砂の流出防止、夏期における照り返しや気温上昇の抑制等が考えられます。また、幼児から高齢者までのさまざまなスポーツを安全かつ快適に実施できるため地域のスポーツ活動の活性化につながることが期待をされているものであります。

他方、維持管理面におきましては、定期的な刈り込み、かん水、施肥、エアレーション、播種、シート養生など良好なスポーツターフとして維持するための年間を通じた管理作業が必要となるほか、スプリンクラー、芝刈機などの設備や管理機器の整備も必要となります。これらの管理業務は外部委託にすることによりまして教職員の維持管理に係る負担を軽減することが可能ですが、芝生養生期間中は校庭を利用できないなど施設利用上において一定の制約が生じることが考えられます。

町としては、今後とも既存の学校施設を効果的に活用しながら教育活動の創意工夫により児童生徒の体力向上を図ることを基本としたいと思いますが、議員ご提案の芝生化につきましては、新たな教育活動の誕生等に寄与するものでありますことから、導入の効果等を引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、ご質問の2点目につきましては、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

2点目のご質問、情報化時代に対応した情報発信が必要と考えるが、各学校の現状と課題はあります、初めに町立学校における情報化の現状につきまして申し上げます。

児童生徒の教育用コンピューターの整備状況であります、志津川小学校に現在併設中の戸倉小学校を除いた全ての小中学校にコンピューター教室を整備し、あわせて校内LANを構築してICT環境の充実を図っております。また、校務処理用として戸倉小学校を含めた各小中学校の職員室にパソコンを配置して学校における事務の効率化を推進してあるところであります。

これらの機器の設置によりまして各学校はいつでもインターネットに接続できる環境が確保されており、学校におきましてはこれらの環境を活用した、わかる授業の実現や確かな学力の向上、事務の効率化に加えましてホームページを通じた情報の発信による家庭や地域との連携に取り組んでいるところであります。また、全ての小中学校が町のメール配信サービスを活用して保護者の皆様に学校行事等について随時お知らせを行っているところであります。

課題といったしましては、大変残念ではあります、議員ご承知のように学校のホームページが必ずしも定期的に更新されていないことであります。更新が行われない理由は学校によりさまざまですが、今後におきましては児童生徒の個人情報の保護や情報漏えい事故の防止など情報セキュリティ対策に十分配慮しつつ、各学校の管理職のリーダーシップや教職員の意識、活用能力を高めることにより課題の解決を図ってまいりたいと思います。

最後になりますが、学校における教育活動の情報提供に対する保護者のニーズに応え、保護者や地域住民の皆様の理解と信頼、協力を得るために今後とも多様な媒体により積極的に情報の発信を行い、開かれた学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） まず、町長から芝生化、いい面、いろいろ維持管理また養生期間中使用できないのではないかということで、確かにそうであります。しかしながら、養生期間中どうのこうの考えたら何もできないであります。芝生はどっちみち使われていろいろ成長してからでも損傷が出たりさまざまな対策は講じなきやいけないと思います。一応これは前向きに検討するということでありますけれども、費用問題でいいませば芝生1枚1枚買ってきてやれば多大な費用もかかります。あえていいますれば種からまいて、まあ2年3年とかかりましょうけれども、あと町長懸念してするような状況でありますけれども、一気にやるもの一

つですけれども、少しずつやっていくのもあれかなと。いろんな方法はあろうかと思います。

そのような中で効果のほうは町長先ほど言いましたので、あとは芝刈機、まだどこもないんで、やってないんで、例えば1台の芝刈機があれば、何年後かわかりませんけれども小学校5校、中学校2校全部で7校でございますので、1台あればそれ持ち回りでやるもの一つ。あとは地域の皆さん、さらには児童生徒、小学校も高学年になればある程度は使えますし、機械にもよりますけれども、あとはPTAの皆さんとか地域一体となっていろんな方法、方策を考えていけばいいのかなと思います。第一番は町長がそういう取り組みをするかしないかの姿勢でございますので、今のあれで、感触ですとやるとは言ってないんですけれども、それもありだなと思ってるようですが、いろんな課題を克服して町長、子供たちの本当によい環境づくり、いい面だけを最初に打ち出して、そういうふうな取り組みをしていきたいだきたいと思いますが、町長、再度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これはこちらの思いだけじゃなくて、学校の現場の先生方がどうお考えになるかということも非常に大事だと思います。ちょっとこここの問題は校庭全てを全面芝生化にするのか、あるいは一部をするのか、これによっても大分考え方方が違ってくるというふうに思います。

といいますのも、芝生化にしてしまうとスパイクを履く競技、これできません。野球とかできません。できなくなります。そういう問題はどうクリアするのかとかございますので、一概に芝生がいいというメリットの部分をいいましたけど、そういった半面、例えばトラックを使う陸上競技場、それもなかなか芝生になると難しいということになりますので、非常に使用制限が非常にかかってくるという部分があります。それをどう、あと学校のほうでその辺の問題を考えるかということも重要な問題でございますので、そこはひとつ一概に、だから今言ったように全面やるのか、あるいは一部だけを芝生にして、そこで子供たちに遊んでもらうのか、そのやり方で全然違うというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、全くおっしゃるとおりでございます。例えば運動にしてもサッカーを好きな子供、その親であればもう手を挙げて賛成するかと思います。また、野球だとかなかもう手を挙げて賛成というわけにはいかないのかとも思います。しかしながら、これは一応問題提起っていいますか、これを挙げたんで、これからいろんな面、いい面悪い面多々ありますけれども、これをただ私はあえていうんであればやっぱり全面芝生化、これも

いいのかと、そんなふうに思います。維持管理等は先ほどいったような方法もございましょうし、また先ほど町長言ってましたけれども夏であれば水まきぐらいはスプリンクラー、そんなことしなくともいいからいろいろいろいろな方策もあろうかと思います。水道でまくのも一つかと思います。ぜひそれを進めていただきたい。ここでじゃどうのこうのっていったってまだ計画もしていないのにいろんなあれはありますけれども、いい面を引き出していくためにもぜひそういう方向で進めていただきたいと、そんなふうに思います。でも、町長、やっぱりここでどっちみちだからこんな方法がいいって提案したほうが、やっぱりいいですね。これは私の考えですからということで、そうであれば全面芝生化ということで考えていただきたい。学校当局の要望とかいろんな思いもありますけれども、やはりそれは時間をかけてね、県内でも幾らかあるということでございますけれども、例えばほかでやってない芝生化をやったことによって午前中も、きのうも言っております、やっぱり定住化人口にもつながるんじゃないかと。若いお母さん方、こういう環境なら子供たちをここに置きたいと、それなら私たちも住んでいきたいと、そういうふうな思いにかられるかもしれません。それらに大いに期待してやっていければいいのかと思います。

町長、それであとはトラック競技等々ありますけれども、今児童数も大分減少しております。ただ、戸倉小学校の場合だと今後出てくる松原運動公園の移設したそこを使えというのもなかなか大変かと思いますけれども、そういうことも踏まえて前向きに計画を進めていただきたいと思います。町長、時間も余りないんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、この全面芝生化というのは大変難しいんだろうと実は思うんです。というのは、なぜかっていいと県内で何百校あるんですか、小中合わせて数百校ある中で、この20数年間でやった学校が小学校6校、中学校4校とたった10校しかやってない。それはさまざまな多分問題あるんだと思います。簡単に、もう今おっしゃるようにメリットの部分だけ考えていけば確かにそうかもしれません、そういうデメリットの部分を考えたときに学校現場としてこれはなかなか難しいというのがこの数字にあらわれているんじゃないかと私は思ってるんですよ。

ですから、簡単に全面芝生にすればそれでいいということではなくて、例えばさっきちょっと話しました足で踏ん張るような競技が全くできません。綱引きとか縄跳びとか、そういう競技も芝生ではやれません。ですからそこもそういうデメリットの部分も、子供たちの本当にやるべきことのスポーツのできなくなってしまうという問題点を、どうクリアしなきやない

か。多分全面芝生化になれば野球全く無理です。その問題等をどうするのかということも、それがなかなか全面芝生化に県内で進まないという一つの理由だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町長デメリットの面も言いましたけれども、野球は少年野球もやつてますけれども、いろんな条件があります。とにかく芝生化を検討していただくということで考えていただきたい。それであといろんな面で先進地視察とか、いいところ悪いところ、そういう辺にもっていけばいいのかなと考えております。

まだまだ後は運動とかあれもちょっと考えてましたけれども、時間内に何とか終われるようしたいと思いますので、あとはじや情報化ということでちょっと進めていただきます。教育長、学校の教育現場でのパソコンはこれはわかりました。職員室に1台いろいろ配備してると。無線LANもある、そういうことでいろいろ有効活用してるということであります。定期的にというか、でも教育長、学校全部でホームページ活用しているんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員ご承知のように、町内には中学校2校と小学校5校、計7校あります。現在ホームページを開設しているのは小中合わせて5校でございます。2校については、未開設です。未開設の中には以前開設したんだけれども中断してしまってるという学校もあります。

なお、このパーセントは県下で調べたところ、やはり全県下でも同じような比率になっているようです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 聞かれてないんですが、芝生の件でちょっとお話をさせていただきますが、震災前に実は戸倉保育所で一部芝生にしようかという計画も実はあったんです。今回ですね、町内の保育所で、それもやっぱり現場の人たちといろいろ意見聞かなければなりませんが、全面になるかどうかはともかくとして保育所の中に芝生があるということは一つの方向性かなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 教育長、ちょっと戻ります。今保育所でということでありますけれども、であればやっぱりいろんな制約はあると思うんですけども、戸倉小学校、今度新設ですね。一応町内のモデルケースとしてある意味、じゃ町長、そういう全面だといろんなことで懸念があるんで……（発言者あり）いやいや保育所、いや震災前は保育所でやる計画があつ

たということでございましょう。ですから今度新設される戸倉小学校を町内モデルケースとして、じゃ全面は無理だから、じゃ半分だけやってみようかなとかってそういう方向でやつていっていただきたい。ちょっと戻っちゃって、それは今ここで提言させていただきます。町長、考えていただけます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように思いはわかるんですが、現場として菅原議員がその学校にずっと行ってるわけではございませんので、その学校で現実に勤務をされる先生方、その方々がどういうことの思いがあるのかも含めて検討しないと、私がここでやりますっていってたって、現場の方々が、いやかえって芝生にされると困るという意見もあるかもしれませんので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。町長、それ篤とわかります。でも町長……

○議長（星 喜美男君） 菅原議員、前に進んでください。その件はもう……。

○11番（菅原辰雄君） はい、わかりました。現場は現場としてやっぱり町の学校の開設者としてそういう思いを持って臨んでいただきます。

教育長、済みません。2校で中断してるということでございますが、私以前からこういうふうに思っているんですけれども、まず学校でだと教頭先生が中心になってやると思うんですが、いろいろ職員数も少ない中でこれまでというのはなかなか大変だと思うんです。だったら一つ提案なんですけれども、パソコンに長けた民間の人を1人お雇いになって、各7校を1週間に一度なら一度回って情報とかをインプットして、いろいろ使いやすいような状況にもっていくのも一つであろうかと思います。それはとりもなおさず職員の方の負担軽減にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員おっしゃるとおり、確かにホームページを開設するに当たって開設するための技術というか、それからスキル等を知識だとかそれを十分に持ち得てないとかなかなかできないという、現在教職員の中にそれに長けている教職員というのは必ずしも多いわけではないわけです。各学校から人事異動に際して情報教育、特にホームページが開設できるぐらいの機能を持った職員が欲しいという要望があるんですけども、なかなかそれに沿ったような人事異動ができないのが現状でございます。

したがいまして、未開設の2校については、現在校長等と相談して開設することについては

やぶさかではないというようなことでしたので、誰でも簡単にできるそういうホームページの作成はないのかということで、今現在検討中でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） まず、2校についてはホームページを開設する方向だということありますけれども、今、私はだから民間でそういう技術を持った人を雇って各校を平均的に回つて更新なりなんなりをする人を雇ってやる気はございませんかということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） そういう方法もございますけれども、現場の人間にやはり即、このホームページ実はいわゆる情報開示ということもありますし、個人情報の問題もあります。こういうことをやっぱり学校独自で開設して、そして内容等も学校のほうで決めてますので、民間の方を使ってそういう技術的な、技術的な指導をしていただくのは結構なんですが、常時やはり開設にかかわるというのはどうかなというのは懸念もございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） では、そういうことでやらないということですか。やらないということでおいいんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ホームページは開設しておりますので、開設していない学校については開設する方向で取り組んでいると。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 開設してますけれども、なかなか更新、情報が更新されてない現状を見て、私はそのほうがいいんじゃないかと。情報入れるだけで、私は余り詳しくないからうんですけれども、それでやっぱりいろんな面で差しさわりがあるんですか、それは。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、菅原辰雄君の一般質問終了まで時間延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長いたします。

佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 民間の方にお願いしてやっていただくということも、それは一つの方法かと思いますけれども、やはり現場の人間が簡単にできるホームページの作成というもの

を研修していただきて、そして問題はホームページに載せる内容、これ複雑な内容だと複雑な技術も必要ですけれども、誰でも簡単にできるような操作について勉強してもらうと、そういう研修会などもやっていきたいなということで、更新をスムーズにやっていければいいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 教育長、これからやるんであれば何で今までやんなかつたの。これまでやってこないからこういうふうな提案をしてるんで、これからやっていくって、じやもっと早くやってあれすればよかったです。やる気がないというふうにとられますよ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私の答弁が議員さんの意に届かなかつたかもしれませんけれども、これまでやってこなかつたというのは、確かにやはりその操作ができなかつた職員がいたということですので、それはそのとおりだと思います。

したがって、その反省を踏まえて、やはり今後ですね、更新をしていきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。やっぱりね、今情報化時代っていうことで、それに対応したいいろいろよろいを脱ぎ捨てて、もっとざっくばらんにやっていきたいと思います。

まだまだ私いろいろ準備していたんですけども……（発言者あり） はい、わかりました。じやもうちょっとあれです。例えばこれは教育環境という大見出しについてなんですかとも、震災以降いろんな教師や児童生徒のカウンセリング、ずっと継続してると思うんですけども、これも今もずっと継続してやっているのか。それとあとは過日宮城県内で不登校の中学生が結構……（「通告がない」の声あり） だから大ぐくりで教育環境ということについて今ということで、これだめならやめます。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 続けてください。

○11番（菅原辰雄君） はい、わかりました。そういうことでどれぐらいいるのか。

あとはですね、ちょっと支援学級が各学校にあります。学校によって1名ぐらい、また志津川小学校だと1つのクラスに3人が同居して、教育委員会の説明によれば1人の先生で9人まで対応できるという話でしたが、でもやっぱり行って状況見ますすれば学年も違うし、やっぱり授業内容というか、そういういろいろその子供によってあれが、違いがあって、私見てるときで、いやこれではちょっと授業にならないな、そんな感じがしました。せめてもう

ちょっと分離するとか、それは職員の配置とかさまざまな問題もあろうかと思いますけれども、どんなもんか。

それと、あと夏休み前だったんで志津川小学校の低層階、低層階って3階しかないんですけども、1階とかあればとなかなか風通しが悪くて、扇風機もなくて私がいて汗だくだくになった中で先生もいろいろタオルをもって汗ふきながら子供を追いかけてやってるんで、せめてクーラーとはいわないんですけども扇風機の一つぐらいは必要かなと。それで上のほうの階へ行くと同じ学校とは思えない環境なんでございます。その辺の対応もちょっと考えていただきたいと思います。

さらに、あとは教員、例えば出張とかのとき多分講師先生とか配置、これ教育委員会にちょっと当てはまるかどうかわかりませんけれども、いるはずなんです。その中で一応町内の学校が全部そろって出張とかになったとき、1人ぐらいの講師先生ではほかの6校は全然対応ができないでほかの先生方がやっぱりそのクラスの授業に対応していくかなきやならないという現状であると聞いておりますので、その辺は教育事務所なりなんなりに町教委としても働きかけも必要かと思います。

もう一点、あとは防風ネットということでちょっと相談を受けてました。教総課長に言えば、これは予算の関係でだめだとはねられましたけれども、やっぱり子供たちの教育環境を充実させるという意味においては、やっぱりこの辺はちょっと即対応していくべきだと思います。大人であればことし我慢しても来年ということがありますけれども、学校は6年生であれば来年になればすぐ終わりです。今の状況を最良の状況にやっていくのがやっぱり町教委だと思うので、その辺の答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 何点かございましたので、もしかしたら答弁漏れしてしまうところがあるやもしれませんけれども、そのときにはご指摘いただきたいと思います。

まず、一つはカウンセリングの問題ですけれども、現在震災後やはり子供たちだけでなく教師また保護者の方もカウンセリングが必要だということで県内で、県から派遣されているカウンセラーだけじゃなくて県外からもカウンセラーの方が来てやっています。

それから、不登校の問題ですけれども、残念ながら宮城県の中学校の不登校の出現率が全国一位だということで新聞に載りましたけれども、当町の子供たちの不登校率は恐らく県下でも一番低いのではないかと思っております。

それから、3つ目ですけれども、支援学級の問題ですけれども、議員、もしかするとこれは

私の聞き違いかどうかわかりませんけれども、特別支援学級とそれから普通学級の中に特別に支援を要する子供がいるというケースがあります。特別支援学級の場合は1クラスに、これは障害によって違いますけれども、1クラス8人まで一人の先生ということになっております。現在当町の支援学級、特別支援学級には8人までいません。最大で3名です。

それから、普通学級の中に落ちつきがないとかさまざまな理由で特別に支援を要する子供たちは複数人1学級おります。その子供に対しては、子供たちに対しては町から教員補助者を派遣して必要に応じて対応してるところでございます。

それから扇風機、扇風機については、志津川小学校は扇風機余るぐらいにたくさんあるんですけども、もしかして議員さん行ったときには使ってなかったかどうか、その辺確認したいと思います。

それから、教員の学校には補欠の問題ですけれども、これもしかすると、これも私の理解不足かどうかわかりませんけれども、議員さんおっしゃるのはこの町に初任者、新しく教員になった先生が複数名います。学校によっては2名、あとは1名とか、その初任者が初任者研修といって毎週1回外に研修に出かけます。そのときにそのあいたクラスを教える先生がいないという、そういう多分ご質問かと思うんですけども、それについては県のほうで派遣していただいている方と、それから残念ながら人がいなくて配置されないという学校もあります。多分配置されてない学校については、校内でいろいろ工夫されて対応なさってるのかなと。それについては、教育事務所のほうに私のほうもたびたび配置してほしいというような依頼はしているところでございます。

それから、防風ネットについては、教育総務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 防風ネットに関してですけれども、南側のほうに防風ネット張ってほしいという要望は校長先生から聞いておりますが、校長先生にはこうも言っております。風だけじゃなくて雨も降るんですよと、その場合どうするんですかということで、やらないんではないんですが、もう少し様子を見ながら考えていきましょうということにしてます。

○議長（星 喜美男君） 11番議員、余りにも通告から外れてきてつから、続けますか。決算審査でも十分できる内容だと思いますので、よろしいですか。（「はい」の声あり） 申しわけありません。

以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。

本日は、これをもって延会とします。

午後 4時07分 延会